

**E01**

**NICE電子申請  
操作マニュアル  
申請機能・省エネ適判編**

## ■ はじめに

本マニュアルでは、NICE電子申請の省エネ適判機能について、利用者登録から判定通知書等の交付までの手順をご説明します。

## ■ 改訂履歴

発行日	概要
2024/08/01	初版

## ■ 目次

<b>第1章 省エネ適判の概要</b> .....	<b>4</b>
1. 業務の流れ.....	4
2. 作成可能な文書 .....	5
<b>第2章 利用者登録</b> .....	<b>6</b>
1. ご利用のお申込み .....	6
2. ログインIDの取得 .....	8
3. パスワードをお忘れの場合 .....	9
<b>第3章 物件情報の追加</b> .....	<b>10</b>
1. 本システムの起動.....	10
2. 先行する申請書を入力済みの場合.....	11
3. 省エネ適判から入力開始する場合 .....	13
4. 入力・保存 .....	15
5. 本システム終了 .....	17
6. 入力再開.....	17
<b>第4章 省エネ適判(新規) 計画書第二面の入力</b> .....	<b>19</b>
1. 入力画面の各部の名称と主な働き.....	19
2. 表形式への入力 .....	20
<b>第5章 省エネ適判(新規) 計画書第一面の入力</b> .....	<b>25</b>
1. 入力画面の表示 .....	25
2. 日付形式の入力 .....	25
3. その他入力内容の確認.....	26
<b>第6章 省エネ適判(新規) 計画書第三面以降の入力</b> .....	<b>27</b>
1. 第三面の入力 .....	27
2. 第四面の入力 .....	27
3. 第五面の入力 .....	28

4. 第六面の入力 .....	30
5. 第七面の入力 .....	30
6. 第七面-別紙の入力 .....	31
<b>第 7 章 省エネ適判(新規) 設計内容説明書の入力 .....</b>	<b>32</b>
1. 入力画面の表示 .....	32
2. 入力チェック .....	33
3. プレビュー .....	34
<b>第 8 章 省エネ適判(新規) 文書の登録と申請実行 .....</b>	<b>36</b>
1. 文書の登録 .....	36
2. 申請実行 .....	38
<b>第 9 章 省エネ適判(新規) 補正手続 .....</b>	<b>41</b>
1. 補正依頼連絡 .....	41
2. 本システムで作成した文書の補正 .....	42
3. 本システム外で作成した文書の補正 .....	43
4. チャットエリアの参照 .....	45
5. チャットエリアからのメッセージ送受信 .....	47
6. 補正申請 .....	49
<b>第 10 章 省エネ適判(新規) 他のユーザーとの連携 .....</b>	<b>51</b>
1. 共有変更 .....	51
2. 他のユーザーによる補正 .....	53
<b>第 11 章 省エネ適判(新規) 判定通知書の受け取り .....</b>	<b>54</b>
1. 本申請 .....	54
2. 判定通知書交付連絡 .....	56
3. 判定通知書の受け取り .....	57
4. 副本の取得 .....	57
<b>第 12 章 省エネ適判(計画変更) .....</b>	<b>58</b>
1. 入力事項の相違点 .....	58
<b>第 13 章 軽微変更該当証明申請 .....</b>	<b>59</b>
1. 入力事項の相違点 .....	59
2. 出力事項の相違点 .....	60
<b>第 14 章 こんなときは .....</b>	<b>61</b>

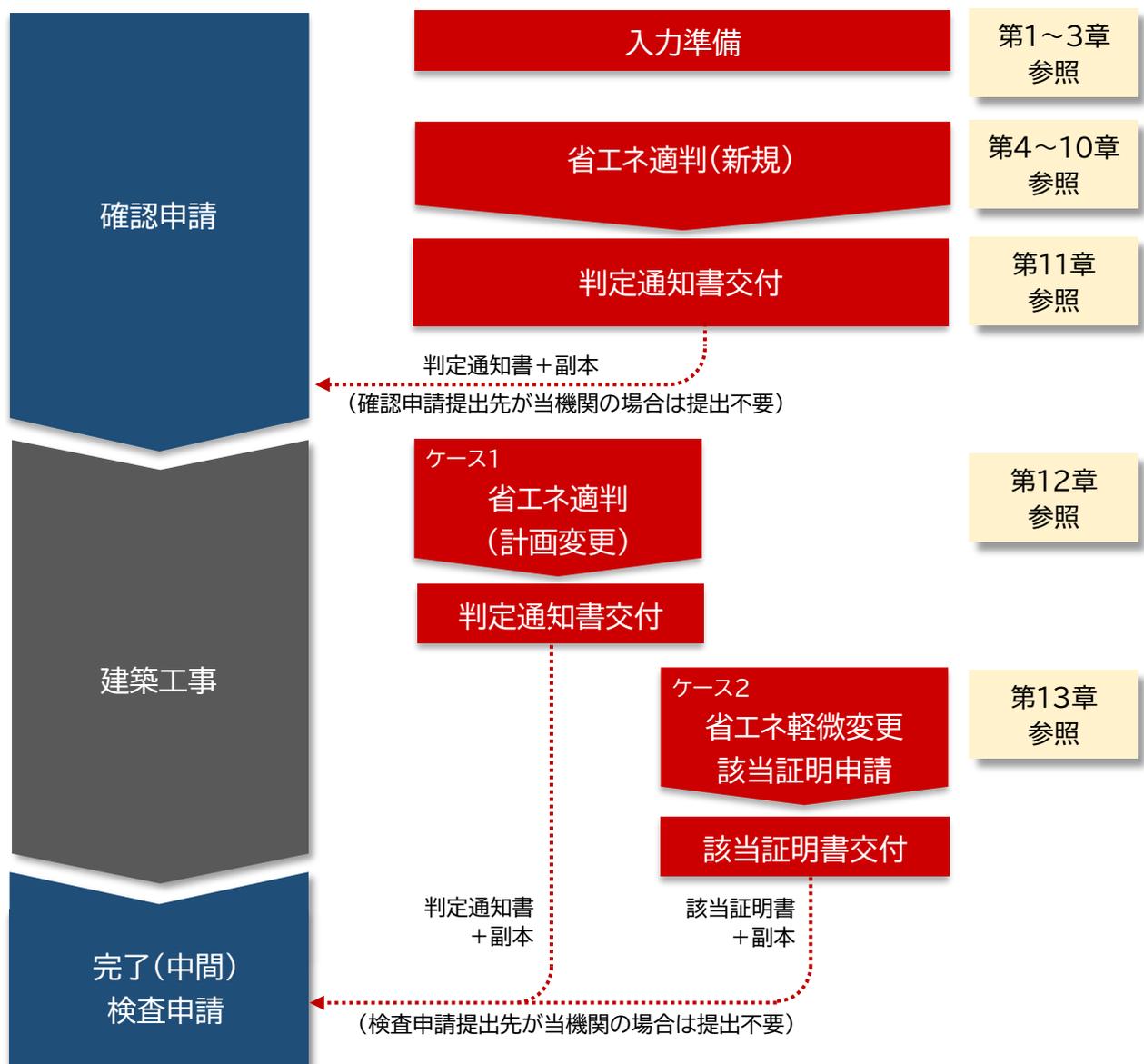
# 第1章 省エネ適判の概要

## 目的

省エネ適判手続における本システムの役割をつかみます。

## 1. 業務の流れ

- ・本システムで省エネ適判（新規）を行い、判定通知書等の交付を受けることができます。
- ・完了（中間）検査までに計画の変更を生じた場合、変更内容に応じ、本システムで省エネ適判（計画変更）又は軽微変更該当証明申請を提出し、判定通知書等の交付を受けることができます。



## 2. 作成可能な文書

本システムでは、省エネ適判における提出文書のうち、計画書等(いわゆるカガミ)のみ作成機能を実装しています。それ以外の書類は、あらかじめPDF形式で作成しておく必要があります。

手続名	本システムで 作成可能な文書	備考
省エネ適判 (計画変更含む)		<ul style="list-style-type: none"> <li>・法定様式（2024年4月以降の様式に対応）</li> <li>・計画通知にも対応</li> <li>・2024年4月～2025年3月の様式については、第四面（付近見取図・配置図）及び第七面別紙（複合建築物の住戸に係る措置）は作成対象外</li> </ul>
軽微変更 該当証明申請		<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考様式</li> </ul>
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考様式</li> </ul>
共通		<ul style="list-style-type: none"> <li>・参考様式</li> <li>・標準入力法、主要室入力法、モデル建物法共通</li> </ul>

「参考様式」は、「建築物省エネ法に基づく規制措置・誘導措置等に係る手続きマニュアル」（IBECs 編）による様式を基に本システムユーザーのご要望を反映して作成した様式です。

## 第2章 利用者登録

### 目的

本システムを利用するためのIDとパスワードを設定します。

### 1. ご利用のお申込み

- ① 当機関のホームページから [電子申請サイト] をクリックします。



- ② [新規登録] をクリックします。

**ログイン**

すでに利用者登録されている場合はこちらからログインして下さい。

ログインID

パスワード

[ログイン](#)

[パスワードをお忘れの方はこちら](#)

**利用者登録**

WEB申請のご利用には利用者登録が必要です。

[新規登録](#)



### ご注意

新規登録は原則として会社単位です。既に社内に本システムのユーザーがいらっしゃる場合、本章によらず、社員管理権限をお持ちのユーザーにIDの発行を依頼してください。会社として新規登録を重複して行くと、情報共有が困難となります。

- ③ [ご利用のお申込み] 画面に必要事項を入力し、[登録内容の確認] をクリックします。

**Point!**

- ・メールアドレスは本システムからのログインIDの通知先となります。入力間違いのないことをよく確認してください。
- ・[ご利用のお申込み]画面の入力事項はすべて、利用者登録の完了後に修正できます。

**ご利用のお申込み**

ご担当者様の情報を入力後、「次へ」ボタンをクリックして下さい。  
\* は入力必須項目です。

貴社が既に当社のWEB申請システムをご利用されている場合は、貴社の社員管理機能が有効な方にて追加登録が可能（当社承認不要）ですので、社員管理画面からご登録をお願いします。

会社名*	株式会社NICEシステム一級建築士事務所
部署名	設計第1部
担当者名*	八尾川ひろみ
担当者名フリガナ*	ヤオガワヒロミ
郵便番号*	550 - 0005 <a href="#">住所検索</a>
住所*	大阪府 大阪市西区西本町1-7-2 1
電話番号*	06-6535-4270
電話番号(携帯)	050-0000-0000
FAX	06-6532-2074
メールアドレス*	ejnicesystem01@gmail.com
メールアドレス(確認)	ejnicesystem01@gmail.com
パスワード*	*****
パスワード(確認)*	*****

[トップページへ](#) [登録内容の確認](#)

- ④ [お申込み内容の確認] 画面で [登録] をクリックします。

**お申込み内容の確認**

以下の登録内容でよろしければ「登録」ボタンを押して手続きを完了させてください。  
修正する場合は「登録内容を修正」を押して登録内容を修正してください。

会社名*	株式会社NICEシステム一級建築士事務所
部署名	設計第1部
担当者名*	八尾川ひろみ
担当者名フリガナ*	ヤオガワヒロミ
郵便番号*	550-0005
住所*	大阪府 大阪市西区西本町1-7-2 1
電話番号*	06-6535-4270
電話番号(携帯)	050-0000-0000
FAX	06-6532-2074
メールアドレス*	ejnicesystem01@gmail.com

[登録内容を修正](#) [登録](#)

- ⑤ 右の画面が表示されれば利用申込は完了です。ブラウザの×ボタンで画面を閉じます。

**ご利用のお申込み**

ご利用のお申込みを受け付けました。

[トップページへ](#)

 ユーザー登録申請を受け付けた旨のお知らせメールが数分内に届きます。引き続き、お知らせメールにてログインIDが届くのをお待ちください。



### こんなときは…

- ・ユーザー登録申請を受け付けた旨のお知らせが届かない。。

メールアドレスの入力に誤りがあった可能性があります。この場合、ログイン ID を取得する手段がありませんので、お手数ですが、弊社 広島支店 082-545-5607 までお問い合わせください。

## 2. ログインIDの取得



利用者登録が完了した旨のお知らせメールが届きます。お知らせメールに記載されたログインIDを控えておいてください。

株式会社NICEシステム一級建築士事務所 八尾川ひろみ 様

この度は、NICE 電子申請システムをご利用頂き有難うございます。

ユーザー登録が完了しました。

下記ログインページより、NICE 電子申請システムを起動してご利用ください。

ログインID 257481

パスワード (ユーザー登録時にご指定頂いたもの)

NICE 電子申請システム ログインページ

<https://www.nicewebshinsei.net>

### 3. パスワードをお忘れの場合

ユーザー登録時にご指定いただいたパスワードをお忘れの場合は、パスワードの再設定をお願いします（当機関にお問い合わせいただいてもお調べできません）。

- ① ログイン画面から [パスワードをお忘れの方はこちら] をクリックします。



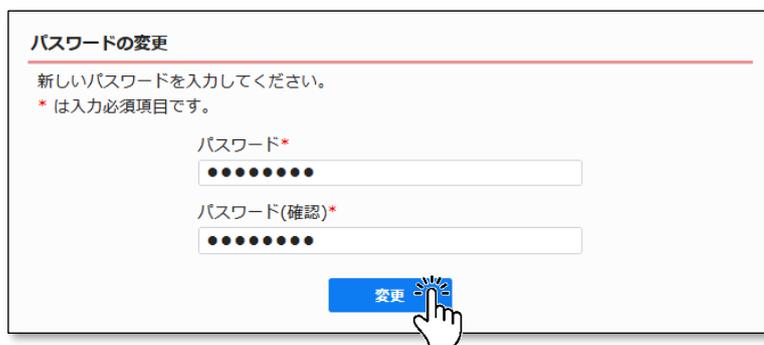
- ② 必要事項を入力して [送信] をクリックします。



- ③  ログインパスワード再設定手続きのお知らせメールが届きます。お知らせメールに記載されたURLをクリックします。

 **ご注意**  
URLの有効時間は30分です。

- ④ [パスワードの変更] 画面が開きます。必要事項を入力し、[変更] をクリックします。



以上でパスワードの再設定は完了です。

## 第3章 物件情報の追加

### 目的

入力データの保存場所を設定します。

### 1. 本システムの起動

①本システムにログインします。

ログイン

すでに利用者登録されている場合はこちらからログインして下さい。

ログインID  
257481

パスワード  
.....

ログイン

パスワードをお忘れですか?こちら

利用者登録

WEB申請のご利用には利用者登録が必要です。

新規登録

②メインメニューから、[物件一覧]を選択します。

NICE電子申請システム

ログアウト

申請

物件一覧

管理

パートナー管理

ユーザー情報

社員管理

会社情報

③物件一覧画面が表示されます。

NICE WEB申請

ログアウト

物件一覧

物件追加 物件複製 編集 ※条件指定あり 物件検索 表示 非表示 件数: 1件

<input type="checkbox"/>	物件名	建築場所	建築主	確	運	評	省	他	WEB申請番号	申請状況	検査予約	WEB予約番号	備考	最終処理日
<input type="radio"/>	西本町1丁目住宅新築工事	大阪府 大阪市西区西本町1	本町商事株式会社 港原 政太郎	確				計						2024/07/06

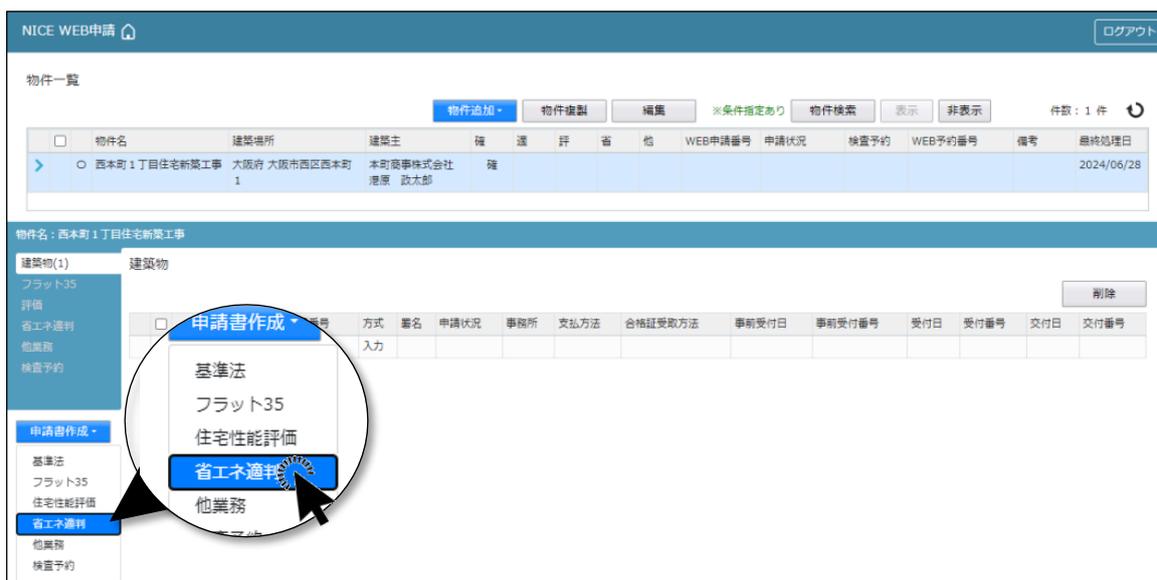
## 2. 先行する申請書を入力済みの場合

確認申請などの先行する申請書を既に入力済みの場合、共通項目の入力を省くことができます。

① 物件一覧から該当する物件をクリックします。下段に入力済みの申請書が表示されます。



② [申請書作成]をクリックし、「省エネ適判」を選択します。



(※プルダウンの内容は実際の表示と異なる場合があります)

### ⚠️ ご注意

上段の[物件追加]から「省エネ適判」を選択しないようご注意ください。こちらを選択すると確認申請などの先行する申請と紐づかず、共通項目の入力も省くことができません。

③ [申請書作成]画面から [申請種別] を選択し、[作成] をクリックします (以下「計画」を選択した例を示します)。





### [申請種別]の選択肢の意味

区分	選択肢	意味
一般の建築物	計画	省エネ適判（新規）
	計画変更	省エネ適判（計画変更）
	計画軽微変更該当証明（ルートC）	軽微変更該当証明申請
国等の建築物	計画通知	省エネ適判（新規）
	計画変更通知	省エネ適判（計画変更）
	計画通知軽微変更該当証明（ルートC）	軽微変更該当証明申請



### ご注意

[作成]をクリック後は[申請種別]の変更ができませんので、お間違えのないように選択してください。



### 「計画」「計画変更」「計画通知」「計画変更通知」…なぜ似た者ばかり？

国等の建築物についての建築基準法の手続書類が「確認申請書」でなく「計画通知書」と呼ばれることは、ご存じのとおりです。これらに対する建築物省エネ法の手続は、それぞれ「計画書」「計画通知書」であり、さらに変更手続が加わることによってよく似た名称が発生し、本システムでの表記上、混同が起きやすくなっています。

そこで「正しい呼び方」を法律に求めてみると、「確認申請書」の対義語は「計画通知書」でなく「計画」です。そして、「通知」の対義語は「申請」でなく「提出」です。この呼び方で行けば、建築物省エネ法も「計画の提出」と「計画の通知」であり、きれいに整合性がとられているのがわかります。とはいえ、[申請]ボタンを[提出]ボタンや[通知]ボタンに変更すれば解決するものでもなく、業界の通称と法律用語をにらみながらシステム上の表記を整理していくのはなかなか骨の折れるものです。

#### 建築基準法

確認申請書：「建築主は、確認申請書を提出し」（第6条）

計画通知書：「国の機関の長等は、計画を通知し」（第18条第2項）

#### 建築物省エネ法

計画書：「建築主は、計画を提出し」（第11条）

計画通知書：「国の機関の長等は、計画を通知し」（第12条第2項）

④省エネ適判の入力画面が表示されます。

以上で新規申請書の入力設定は完了です。「4. 入力・保存」に進んでください。

### 3. 省エネ適判から入力開始する場合

確認申請などの先行する申請書を入力しておらず、省エネ適判の入力が当該物件の最初の入力となる場合です。

- ①[物件一覧]画面から[物件追加]をクリックし、[省エネ適判]を選択します。  
(※プルダウンの内容は実際の表示と異なる場合があります)

- ②[物件情報追加]画面が表示されます。オレンジ色の帯がついた項目は入力必須です。

③[物件名]以下、必要事項を入力し、[作成]をクリックします。ここでは[申請種別]から「計画」を選択しています。

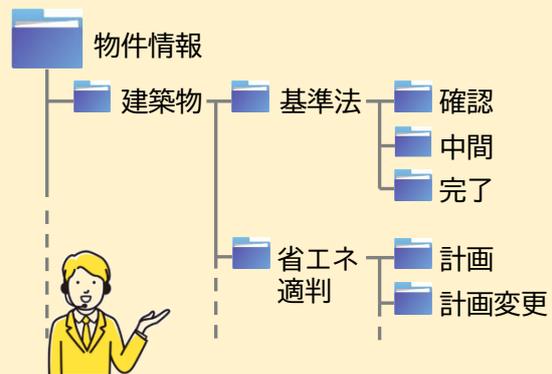
## ⚠️ ご注意

[作成]をクリック後は[申請種別]の変更ができませんので、前ページの「[申請種別]の選択肢の意味」をご参照のうえ、お間違のないように選択してください。

## 🔍 ちょっと詳しく!

[物件情報]に入力した物件名、建築場所、備考は[物件一覧]画面の表示項目となり、今後の物件検索の手がかりとなります。

入力データの保存場所は右図のような構成となっており、省エネ適判を入力後、それと紐づく基準法の申請を作成することができます。



④入力データの保存場所が設定され、省エネ適判の入力画面が表示されます。

## 4. 入力・保存

①[編集開始]をクリックし、入力画面のロックを解除します。

The screenshot shows the 'NICE電子申請システム' (NICE Electronic Application System) interface. The top bar displays '物件名: 西本町1丁目住宅新築工事' (Project Name: Shinjuku 1-chome Residential New Construction), 'JobID: 191', '申請種別: 省エネ資料 - 計画' (Application Type: Energy-saving Materials - Plan), and '方式: 入力' (Method: Input). The main area is divided into a left sidebar with a menu (pages 1-7, attachments, etc.), a central form area, and a right sidebar with '申請' (Apply) and '申請取消' (Cancel Application) buttons. The central form is titled '第一面' (Page 1) and contains fields for '提出先機関名' (Submitting Agency Name: 株式会社 エシエンツ・ジャパン), '申請日' (Application Date), '様式' (Form: 2024年6月), '提出者' (Applicant), and '設計者氏名' (Designer Name). The '提出者' and '設計者氏名' sections include '指定方法' (Designation Method) with radio buttons for '直接入力' (Direct Input), '第二面から代表者のみをコピー' (Copy representative only from page 2), and '第二面から全員分をコピー' (Copy everyone from page 2). A mouse cursor is clicking on the '編集開始' (Start Editing) button in the bottom-left corner of the form area.

②申請情報を入力します。入力方法の詳細は次章以降をご参照ください。  
入力途中で保存する場合は、[保存]をクリックします。

This screenshot is identical to the one above, showing the same application form. However, the mouse cursor is now clicking on the '保存' (Save) button in the bottom-left corner of the form area. The '指定方法' (Designation Method) radio buttons for '提出者' and '設計者氏名' are now checked for '第二面から全員分をコピー' (Copy everyone from page 2).

### Point!

- ・保存した場合、入力画面にロックが掛かりますので、入力を続行するには再度[編集開始]をクリックします。

③入力を終える場合は、[保存して戻る]をクリックします。

第七期 別紙  
設計内容説明書  
ファイル一覧  
共有

建築主 2	本町商事株式会社	専務取締役	入畑 直子
建築主 3	本町商事株式会社	常務取締役	鶴阪 哲嗣
代理人	株式会社NICEシステム一級建築士事務所		八尾川ひろみ
設計者	株式会社NICEシステム一級建築士事務所		八尾川ひろみ

4. 確認の申請

申請書PDF作成  
編集開始  
保存  
保存して戻る  
キャンセル

5. 備考

追加 削除

申請状況	提出機関	都道府県	市区町村
>	申請済	株式会社エシエンツ・ジャパン	大阪府 大阪市

申請状況: 申請済  
提出機関: 株式会社エシエンツ・ジャパン  
都道府県: 大阪府 市区町村: 大阪市

④入力データが保存され、物件一覧画面に戻ります。

上段に作成した物件一覧が表示され、下段は選択された物件に関する申請書が表示されています。

NICE WEB申請 ログアウト

物件一覧

物件追加 物件複製 編集 ※条件指定あり 物件検索 表示 非表示 件数: 1件

<input type="checkbox"/>	物件名	建築場所	建築主	確	選	評	省	他	WEB申請番号	申請状況	検査予約	WEB予約番号	備考	最終処理日
>	西本町1丁目住宅新築工事	大阪府 大阪市西区西本町1					計							2024/06/28

物件名: 西本町1丁目住宅新築工事

建築物 フラット35  
評価

省エネ選判(1)

<input type="checkbox"/>	申請種別	WEB申請番号	方式	署名	申請状況	事務所	支払方法	合格証受取方法	事前受付日	事前受付番号	受付日	受付番号	交付日	交付番号
>	計画		入力											

申請書作成



こんなときは・・・

◆試しに作った物件が削除できない。。

作成した確認申請などのデータをすべて削除すれば、自動的に物件も削除されます。ただし、一度でも申請操作を行ったデータは削除ができません。

◆入力した物件が物件一覧から消えてしまった。。

① [非表示] を押した場合、又は② [最終処理日] が1年を超えた場合に、物件一覧に表示されなくなります。①の場合、[物件検索] をクリックして「非表示物件のみ」にチェックを入れて検索、②の場合、[物件検索] をクリックして「最終処理日」を1年以上前に設定して検索することで、再度表示されます。

◆物件名に外字を使いたい。。

外字には対応していませんので、パソコンで入力できる代替漢字を使ってください。

## 5. 本システム終了

① ログアウトをクリックし、システムを終了します。



② ログイン画面に戻ります。

ログアウト後は、ブラウザの×ボタンを使って画面を閉じます。

**⚠️ ご注意**

ログイン中はブラウザの×ボタンを使ってシステムを終了しないでください。  
編集中の入力データが保存されないためです。  
なお、×ボタンを使ってシステムを終了すると、入力再開の際に以下のメッセージが表示されることがあります。この場合は[はい]をクリックしてください。

**確認**

以前行われたご自身の操作により、申請情報が保護されたままの状態になっています。  
強制的に保護を解除し、この操作を継続してもよろしいですか？

## 6. 入力再開

① 入力を再開する場合は再度ログインし、メインメニューから、[物件一覧]を選択します。



②目的の物件をクリックします。



③下段に表示された一覧から、[申請種別]欄のリンク(ここでは「計画」)をクリックします。



④申請情報画面が表示されます。[編集開始]をクリックし、ロックを解除します。



以上で入力再開操作は終了です。

## 第4章 省エネ適判（新規） 計画書第二面の入力

### 目的

計画書第二面を入力するとともに、本システム入力画面の基本操作を習得します。

### 1. 入力画面の各部の名称と主な働き



※説明のため図を簡略化しています。

### Point!

- ・最初は画面にロックがかかっています。[編集開始]でロックを解除できます。
- ・[チェック]又は[履歴]ボタンを1回又は2回押すとチャットエリアが非表示となり、入力画面を広く使うことができます。

## 2. 表形式への入力

①入力画面を表示し、[編集開始]をクリックします。

The screenshot shows the 'NICE WEB申請' interface. The top navigation bar includes 'ログアウト', 'JobID: 3805', '申請種別: 省エネ資料 - 計画', '方式: 入力', 'チェック', and '履歴'. The left sidebar lists pages from '第一面' to '第七面'. The main content area is titled '第一面' and contains fields for '提出先機関名' (株式会社エシエンツ・ジャパン デモ), '申請日', '様式' (2024年6月), '提出者', and '設計者氏名'. A mouse cursor is clicking on the '編集開始' button in the bottom left panel.

入力エリアのロックが解除され、入力可能な状態となります。

②ナビゲーションメニューから[第二面]を選択します。

The screenshot shows the 'NICE WEB申請' interface with the '第二面' (Second Page) selected. The left sidebar highlights '第二面'. The main content area is titled '第二面' and contains a table for '4. 確認の申請' (Confirmation of Application) with columns for '種類' (Type), '事務所名' (Office Name), '役職' (Position), and '氏名' (Name). The table lists '建築主', '代理者', and '設計者'. Below the table is a section for '5. 備考' (Remarks). A mouse cursor is clicking on the '第二面' option in the sidebar.

### Point!

効率化の観点から、第一面を飛ばして第二面から入力していきます(第一面から入力しても問題はありませぬ)。

### ③[建築主]の入力

本システムでは、第二面入力で表形式を採用しています。

表に入力する際は、表エリアの該当部分をクリックして詳細エリアを表示します。



詳細エリアに入力すると、自動的に表エリアに反映します。

### ④建築主の追加と削除

表エリアに新たな建築主の行を追加する場合、[追加]を利用します。

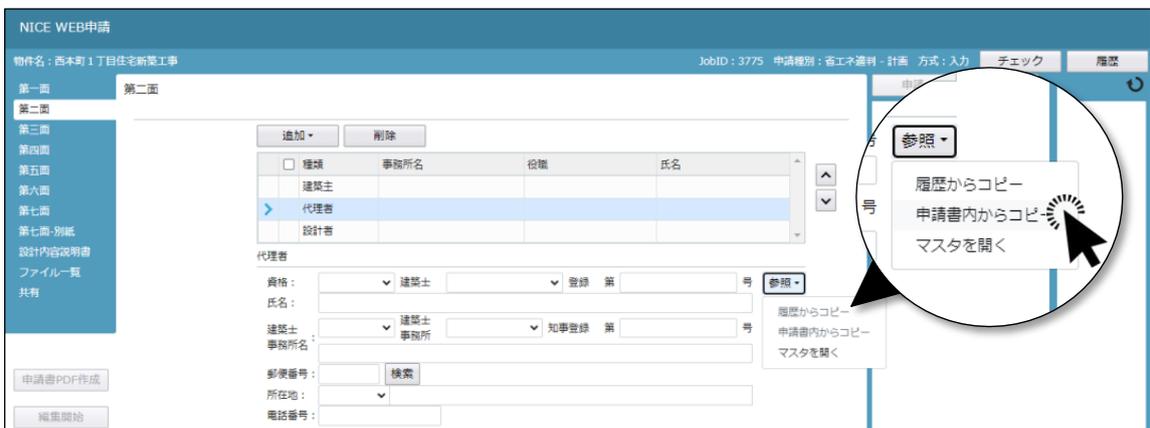
追加しすぎた場合は、削除対象にチェックを入れて[削除]をクリックします。



### ⑤既に入力したデータの流用

建築主と同様に、代理者及び設計者を入力します。

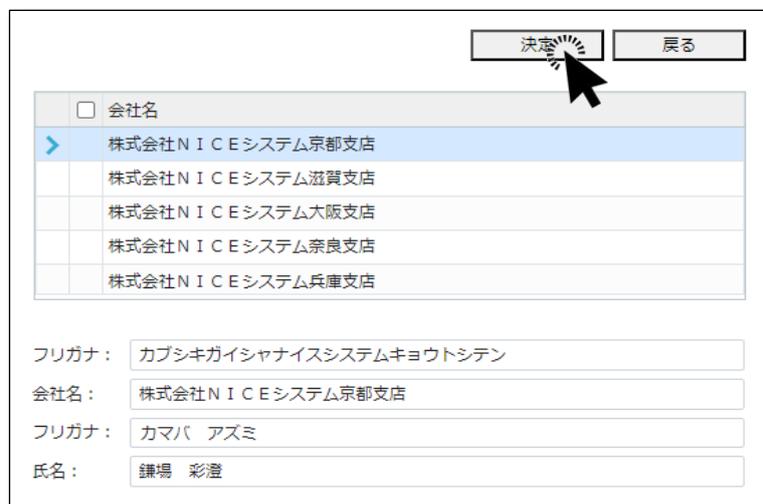
入力欄右側の[参照]ボタンは、既に入力したデータを流用できることを示します。



### Point!

申請書内からコピーを選択すると、代理者⇔設計者の相互コピーが可能です。

[参照] - 履歴からコピー / 申請書内からコピー を選択した場合、該当するものを1つ選択して[決定]をクリックすることにより、元の画面の表エリアに反映します。



※説明のため図を簡略化しています

## ちょっと詳しく!

### マスター機能

[参照] - マスタを開く を選択した場合、得意先として登録したり、既に得意先として登録されたデータを流用したりすることができます。

**追加ボタン** マスターへの追加方法を選択します。  
新規作成：この画面で1から入力  
複製：マスター登録済みデータをベースに追加  
申請書からコピー：いま入力した申請書のデータを追加

**決定ボタン**  
表エリアで選択したデータを元の入力画面に反映します。

**表エリア**  
登録済みのデータが表示されます。

**詳細エリア**  
表エリアで選択した項目の詳細が表示され、ここで編集できます。

**保存ボタン**  
詳細エリアに入力したデータを表エリアに反映します。

※説明のため図を簡略化しています

追加	削除	決定	戻る
<input type="checkbox"/> 会社名			
> 株式会社NICEシステム京都支店			
株式会社NICEシステム滋賀支店			
株式会社NICEシステム大阪支店			
株式会社NICEシステム奈良支店			
株式会社NICEシステム兵庫支店			

フリガナ: カブシキガイシャナイスシステムキョウトシテン  
会社名: 株式会社NICEシステム京都支店  
フリガナ: ヤオガワ ヒロミ  
氏名: 謙場 彩澄

編集開始 保存 キャンセル



⑥[確認の申請]の[追加]をクリックして「申請済」又は「未申請」を選択し、詳細エリアに入ります。

The screenshot shows a web application interface for managing applications. The main area is titled '4. 確認の申請' (4. Confirmation of Application). It features a table with columns for '申請状況' (Application Status), '提出機関' (Submission Agency), '都道府県' (Prefecture), and '市区町村' (City/Town/Village). A red box highlights the '追加' (Add) button and the application entry details, including '申請済' (Submitted) status and '株式会社エシエンツ・ジャパン' (Esien Japan Co., Ltd.) as the submission agency. The interface also includes a sidebar with navigation options and a top navigation bar with '申請' (Apply) and '申請取消' (Cancel Application) buttons.

**Point!**

項目名	説明
提出機関	確認申請先をプルダウンから選択するか、直接入力してください。 確認申請先が特定行政庁の場合、この欄に〇〇県〇〇事務所、〇〇市などと入力します。
都道府県 市区町村	確認申請先の事務所の所在地を入力します。確認申請先が特定行政庁の場合も入力が必要です。

## 第5章 省エネ適判（新規） 計画書第一面の入力

### 目的

計画書の第一面を入力します。

### 1. 入力画面の表示

①[第一面]をクリックします。

The screenshot shows the 'NICE WEB申請' interface. On the left sidebar, the '第一面' (First Page) option is highlighted with a hand cursor. The main content area displays a table of project members:

種類	事務所名	役職	氏名
<input type="checkbox"/>	建築主	本町商事株式会社	代表取締役 港原 政太郎
<input type="checkbox"/>	建築主 2	本町商事株式会社	専務取締役 入畑 蓮子
<input type="checkbox"/>	建築主 3	本町商事株式会社	常務取締役 橋坂 哲嗣
<input type="checkbox"/>	代理者	株式会社 N I C エシステムー	一級建築士事務所 八尾川ひろみ

②[編集開始]をクリックします。

The screenshot shows the 'NICE電子申請システム' interface. The '第一面' (First Page) tab is selected in the sidebar. The main form contains the following fields:

- 提出先機関名: 株式会社 エシエンツ・ジャパン
- 申請日: [Date field]
- 様式: 2024年6月
- 提出者: [Name field]
- 指定方法:  直接入力  第二面から代表者のみをコピー  第二面から全員分をコピー
- 住所: 大阪府 大阪市西区西本町 0 - 0
- 氏名: 本町商事株式会社 代表取締役 港原 政太郎, 本町商事株式会社 専務取締役 入畑 蓮子, 本町商事株式会社 常務取締役 橋坂 哲嗣
- 申請書PDF作成: [Button]
- 編集開始: [Button, highlighted with a hand cursor]
- 保存: [Button]
- 保存して戻る: [Button]
- 戻る: [Button]
- 建築物の名称: (仮称) 本町住宅新築工事

### 2. 日付形式の入力

①[申請日]を入力します。

The screenshot shows the 'NICE電子申請システム' interface. The '申請日' (Application Date) field is highlighted with a hand cursor. The form content is identical to the previous screenshot, but the focus is on the date input field.

## Point!

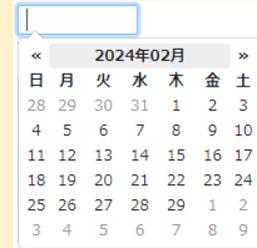
- ・日付入力には西暦で統一しており、和暦での入力はできません。印刷時は原則として和暦に自動変換されます。

## ちょっと詳しく!

日付形式の入力ではカレンダーを利用できます。

年月を選択する場合、「2024年2月」の部分をクリックするごとに月選択→年選択と切り替わり、簡単に入力できます。

また、例えばその年の2月1日を入力する場合、キーボードから「2/1」と入力しても同じ結果を得られます。



2024年02月						
日	月	火	水	木	金	土
28	29	30	31	1	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	1	2
3	4	5	6	7	8	9

### 3. その他入力内容の確認

- ①[様式][提出者][設計者氏名]の入力内容を確認します。



NICE電子申請システム

物件名: 西本町1丁目住宅新築工事 JobID: 189 申請種別: 省エネ資料 - 計画 方式: 入力 チェック 履歴

第一面 第二面 第三面 第四面 第五面 第六面 第七面 第七面 別紙 設計内容説明書 ファイル一覧 共有

第一面

提出先機関名 株式会社 エシエンツ・ジャパン

申請日 2024/08/01

様式 2024年6月

提出者 指定方法:  直接入力  第二面から代表者のみをコピー  第二面から全員分をコピー

住所: 大阪府 大阪市西区西本町0-0  
大阪府 大阪市西区西本町0-0  
大阪府 大阪市西区西本町0-0

氏名: 本町商事株式会社 代表取締役 徳原 政太郎  
本町商事株式会社 専務取締役 入畑 匡子  
本町商事株式会社 業務取締役 嶋原 悠樹

申請書PDF作成 編集開始

設計者氏名 指定方法:  直接入力  第二面から代表者のみをコピー  第二面から全員分をコピー

氏名: 株式会社NICEシステム一級建築士事務所 八尾川ひろみ

## Point!

[様式] 第二面以降に、この欄で選択した年月に改正された様式（入力フォーム）が表示されます。本システムへの入力時点ではなく、申請日に対応する年月を選択します。

[提出者] 通常は「第二面から全員分をコピー」を選択します。第二面の建築主と別の提出者名義にする場合は「直接入力」、連名申請で、提出者を1名のみ記載する場合「第二面から代表者のみをコピー」を選択しますが、いずれもレアケースです。

なお、計画通知の場合は「通知者官職」と表示されます。

[設計者氏名] 多くの場合、「第二面から代表者のみをコピー」を選択します。

第二面の設計者と別の設計者名義にする場合は「直接入力」、共同設計で申請書に設計者全員を記載する場合は「第二面から全員分をコピー」を選択します。

## 第6章 省エネ適判（新規） 計画書第三面以降の入力

### 目的

計画書第三面以降を入力します。

### 1. 第三面の入力

[第三面]をクリックし、必要事項を入力します。

NICE電子申請システム  
物件名：西本町1丁目住宅新築工事 JobID：189 申請種別：省エネ適判 - 計画 方式：入力 チェック 履歴

第一面 第二面 **第三面** 第四面 第五面 第六面 第七面 第七面-別紙 設計内容説明書 ファイル一覧 共有

申請 申請取消

1. 地名地番 大阪府 大阪市高本町1-0  
2. 敷地面積 137.94 m<sup>2</sup>  
3. 建築面積 46.99 m<sup>2</sup>  
4. 延べ面積 82.62 m<sup>2</sup>  
5. 建築物の階数 地上： 2 階 地下： 階  
6. 建築物の用途  非住宅建築物  複合建築物  
7. 工事種別  新築  増築  改築  
8. 構造 木造 一部：  
9. 該当する地域の区分 6 地域  
10. 工事着手予定年月日 2024/10/01  
11. 工事完了予定年月日 2024/12/31  
12. 備考

申請書PDF作成  
編集開始  
保存  
保存して戻る  
キャンセル

### Point!

項目名	説明
1. 地名地番	<ul style="list-style-type: none"><li>・プルダウンリストから都道府県を選択し、自由入力欄は市町村から入力してください。</li><li>・申請書には、選択した都道府県と自由入力欄がセットで記載されます。</li></ul>

### 2. 第四面の入力

[第四面]をクリックして表示される画面は項目表示専用で、入力できません。本システムには第四面の作成機能がないため、別途作成の上、次章の操作で登録してください。

NICE電子申請・検証版  
物件名：省エネ適判 計画新規 JobID：2601 申請種別：省エネ適判 - 計画 方式：入力 チェック 履歴

第一面 第二面 第三面 **第四面** 第五面 第六面 第七面 ファイル一覧 共有

申請 申請取消

1. 付近見取図  
2. 配管図

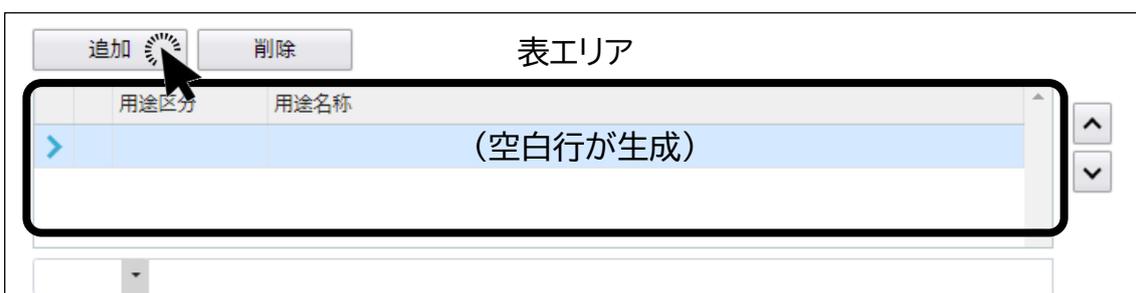
申請書PDF作成

### 3. 第五面の入力

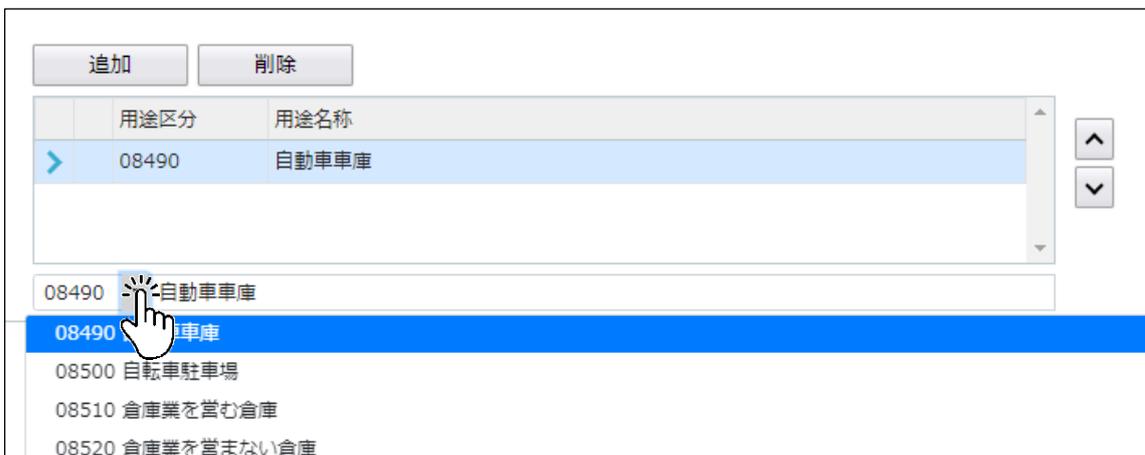
①[第五面]をクリックします。



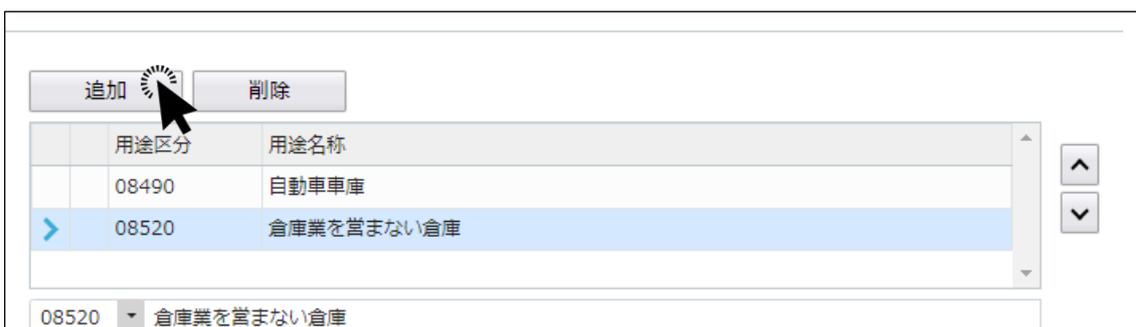
②[1. 非住宅部分の用途]欄の[追加]をクリックします。表エリアに空白行が生成します。



③表下部のプルダウンリストから、該当するものを選択します。



④必要に応じて[追加]をクリックし、同様に用途を選択します。



⑤追加しすぎた場合は、削除対象にチェックを入れて[削除]をクリックします。

用途区分	用途名称
08490	自動車庫
08520	倉庫業を営まない倉庫

⑥以下、必要事項を入力します。

第五面

1. 非住宅部分の用途

用途区分	用途名称
08520	倉庫業を営まない倉庫
08490	自動車庫

2. 非住宅部分の床面積

	床面積	随部分を除いた部分の床面積
イ、新築:	22.34 m <sup>2</sup>	12.34 m <sup>2</sup>
ロ、増築 全体:		
増築部分:		
ハ、改築 全体:		
改築部分:		

3. 基準省令附則第3条又は令和4年改正基準省令附則第2項の適用の有無

基準省令附則第3条の適用有 (竣工年月日: ) 竣工

※建築物省エネ法平成28年(2016年)4月1日施行以前に竣工した建築物

令和4年改正基準省令附則第2項の適用有 (竣工年月日: ) 竣工

無

4. 非住宅部分のエネルギー消費性能 (一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第1号イの基準 ※標準入力法

基準一次エネルギー消費量: GJ/年

設計一次エネルギー消費量: GJ/年

BEI:

**Point!**

項目名	説明
3. 基準省令附則第3条又は令和4年改正基準省令附則第2項の適用の有無	第三面 [7. 工事種別] で新築を選択した場合は入力に制限がなくなり、自動的に「無」にチェックが入ります。

**ご注意**

「BEST 省エネ基準対応ツール」による審査については、当機関までお問い合わせください。

第三面[6. 建築物の用途]で「非住宅建築物」にチェックを入れた場合は、以上で入力完了です。第7章に進んでください。

## 4. 第六面の入力

[第六面]をクリックし、必要事項を入力します。

NICE電子申請システム

物件名: 西本町1丁目住宅新築工事 JobID: 189 申請種別: 省エネ資料 - 計画 方式: 入力 チェック 履歴

第一面 第二面 第三面 第四面 第五面 **第六面** 第七面 第七面-別紙 設計内容説明書 ファイル一覧 共有

申請書PDF作成 編集開始 保存 保存して戻る キャンセル

第六面

1. 建築物の住戸の数  戸

2. 住宅部分の床面積

	床面積	間取部分を除いた部分の床面積
イ. 新築:	73.04 m <sup>2</sup>	73.04 m <sup>2</sup>
ロ. 増築 全体:	<input type="text"/>	<input type="text"/>
増築部分:	<input type="text"/>	<input type="text"/>
ハ. 改築 全体:	<input type="text"/>	<input type="text"/>
改築部分:	<input type="text"/>	<input type="text"/>

3. 基準省令別第2条の適用の有無  
 有 (国土交通大臣が定める基準に適合するもの)  
 無

4. 基準省令別第4条の適用の有無  
 有 (竣工年月日:  竣工)  
 無

5. 住宅部分のエネルギー消費性能

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準  
 基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準  
 基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準  
 国土交通大臣が認める方法及びその結果

基準省令別第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準  
 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (  第1号  第2号 )  
 基準一次エネルギー消費量:  GJ/年  
 設計一次エネルギー消費量:  GJ/年  
 BEI:

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準  
 基準省令第4条第3項に掲げる数値の区分 (  第1号  第2号 )  
 BEI: 0.89

## 5. 第七面の入力

①第七面は、各住戸ごと、住戸の存する階と同じ数だけ作成します。まず、表エリアに表示された空の行をクリックし、該当する階の内容を詳細エリアに入力します。

NICE WEB申請

物件名: 西本町1丁目住宅新築工事 JobID: 3769 申請種別: 省エネ資料 - 計画 方式: 入力 チェック 履歴

第一面 第二面 第三面 第四面 第五面 第六面 **第七面** 第七面-別紙 設計内容説明書 ファイル一覧 共有

申請書PDF作成 編集開始 保存 保存して戻る キャンセル

第七面

追加 削除

住戸番号	住戸の存する階	面積
>		

**表エリア**

1. 住戸番号

2. 住戸の存する階  階

3. 専用部分の床面積

**詳細エリア**

4. 住戸のエネルギー消費性能

(外壁、窓等を通しての熱の損失の防止に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号イ(1)の基準  
 外皮平均熱貫流率:  W/(m<sup>2</sup>・K) 基準値:  W/(m<sup>2</sup>・K)  
 冷期平均日射熱取得率:  基準値:

基準省令第1条第1項第2号イ(2)の基準  
 外皮平均熱貫流率:  W/(m<sup>2</sup>・K) 基準値:  W/(m<sup>2</sup>・K)  
 冷期平均日射熱取得率:  基準値:

基準省令第1条第1項第2号イ(3)の基準  
 国土交通大臣が認める方法及びその結果

基準省令別第4条第1項の規定による適用除外

(一次エネルギー消費量に関する事項)

基準省令第1条第1項第2号ロ(1)の基準  
 基準一次エネルギー消費量:  GJ/年  
 設計一次エネルギー消費量:  GJ/年  
 BEI:

基準省令第1条第1項第2号ロ(2)の基準  
 BEI:

②次の階の内容を入力する場合、[追加]をクリックします。



③詳細エリアに必要事項を入力します。

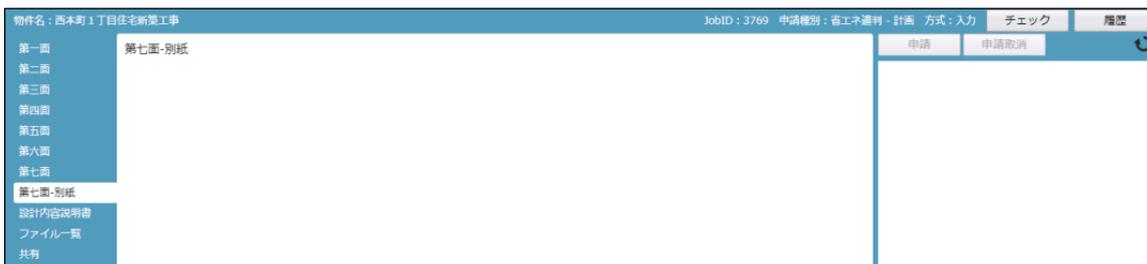


④追加しすぎた場合は、削除対象にチェックを入れて[削除]をクリックします。



## 6. 第七面-別紙の入力

[第七面-別紙]をクリックして表示される画面は項目表示専用で、入力できません。本システムには第七面別紙の作成機能がないため、必要に応じて別途作成の上、次章の操作で登録してください。



以上で計画書の入力完了です。

## 第7章 省エネ適判（新規） 設計内容説明書の入力

### 目的

設計内容説明書を入力します。

### 1. 入力画面の表示

①[設計内容説明書]をクリックします。

The screenshot shows a web application interface for a new energy efficiency judgment. The top bar displays '物件名: 西本町1丁目住宅新築工事', 'JobID: 3769', '申請種別: 省エネ適判 - 計画', '方式: 入力', 'チェック', and '履歴'. A sidebar on the left lists menu items: '第一面', '第二面', '第三面', '第四面', '第五面', '第六面', '第七面', '第七面-別紙', '設計内容説明書' (highlighted with a hand cursor), 'ファイル一覧', and '共有'. The main content area shows '第七面-別紙' and buttons for '申請' and '申請取消'.

②[編集開始]をクリックします。

The screenshot shows the '設計内容説明書' form. The top bar displays '物件名: 西本町1丁目住宅新築工事', 'JobID: 3805', '申請種別: 省エネ適判 - 計画', '方式: 入力', 'チェック', and '履歴'. The sidebar on the left lists menu items: '第一面', '第二面', '第三面', '第四面', '第五面', '第六面', '第七面', '第七面-別紙', '設計内容説明書' (highlighted with a hand cursor), 'ファイル一覧', and '共有'. The main content area shows the form fields: '建築物の名称' (本町住宅新築工事), '建築物の所在地' (大阪府 大阪市西区西本町1), '設計者等の氏名' (株式会社NICEシステム一級建築士事務所 八尾川ひろみ). Below the form is a table for '設計内容' with columns for '確認事項', '確認項目', '項目', '設計内容', '記載図書', and '設計内容確認権'. The '編集開始' button is highlighted with a hand cursor.

確認事項	確認項目	項目	設計内容	記載図書	設計内容確認権
建築物の概要	建築物に関する事項	建築物の用途	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 非住宅複合建築物 <input type="checkbox"/> 非住宅・住宅複合建築物 ・建築物用途	<input type="checkbox"/> 出力シート <input type="checkbox"/> 概要書 <input type="checkbox"/> 面積表	<input type="checkbox"/> 適

③必要事項を入力します。

The screenshot shows the '設計内容説明書' form with the '保存' button highlighted. The top bar displays '物件名: 西本町1丁目住宅新築工事', 'JobID: 189', '申請種別: 省エネ適判 - 計画', '方式: 入力', 'チェック', and '履歴'. The sidebar on the left lists menu items: '第一面', '第二面', '第三面', '第四面', '第五面', '第六面', '第七面', '第七面-別紙', '設計内容説明書' (highlighted with a hand cursor), 'ファイル一覧', and '共有'. The main content area shows the form fields: '建築物の名称' (本町住宅新築工事), '建築物の所在地' (大阪府 大阪市西本町1-0), '設計者等の氏名' (株式会社NICEシステム一級建築士事務所 八尾川ひろみ). Below the form is a table for '設計内容' with columns for '確認事項', '確認項目', '項目', '設計内容', '記載図書', and '設計内容確認権'. The '保存' button is highlighted with a hand cursor.

確認事項	確認項目	項目	設計内容	記載図書	設計内容確認権
建築物の概要	建築物に関する事項	建築物の用途	<input type="checkbox"/> 非住宅 <input type="checkbox"/> 非住宅複合建築物 <input checked="" type="checkbox"/> 非住宅・住宅複合建築物 ・建築物用途	<input checked="" type="checkbox"/> 出力シート <input checked="" type="checkbox"/> 概要書 <input checked="" type="checkbox"/> 面積表	<input checked="" type="checkbox"/> 適

**Point!**

項目名	説明
建築物用途	確認申請書の主要用途と同様、左欄に用途コードを、右欄に具体的な用途名称を入力します。
記載図書	該当するものにチェックを入れ、選択肢にないものは自由入力欄に追記します。

以上で設計内容説明書の入力が完了です。

## 2. 入力チェック

① [チェック] をクリックします。

② チャットウィンドウに表示されたチェック結果を参照し、入力ミスがないかを確認します。

**Point!**

- ・入力チェックは随時行うことができます。
- ・チェック結果の[種別]で、“エラー”は入力漏れを、“警告”は入力値の齟齬等を示します。いずれも注意喚起が目的で、表示を解消しないまま操作を進めることも可能です。

### 3. プレビュー

①[保存]をクリックします。

The screenshot shows the 'NICE電子申請システム' (NICE Electronic Application System) interface. The main content area is titled '第一面' (Page 1) and contains application details. On the left sidebar, the '申請書PDF作成' (Create Application PDF) button is highlighted with a mouse cursor. Below this button, there are other buttons: '編集開始' (Start Editing), '保存' (Save), '保存して戻る' (Save and Return), and 'キャンセル' (Cancel). The '保存' button is the one being clicked.

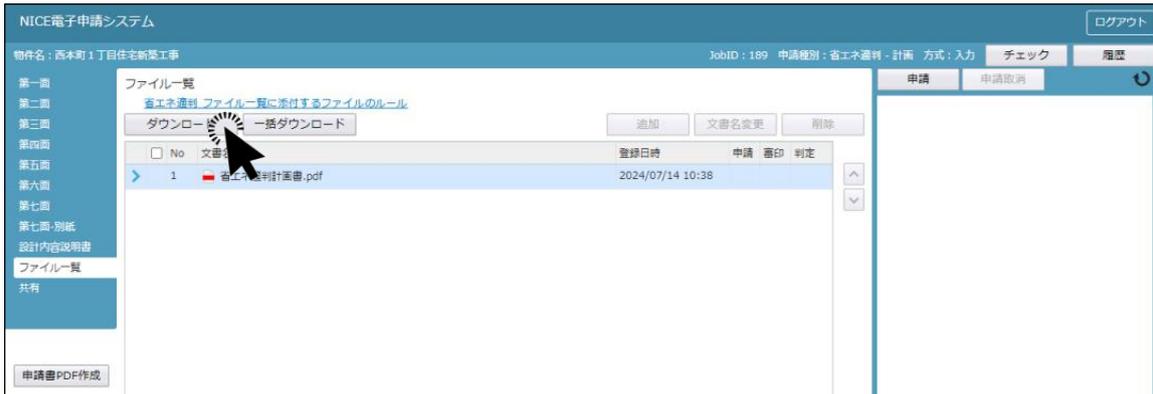
②[申請書PDF作成]をクリックします。  
(作成処理にしばらく時間がかかることがあります)

This screenshot is identical to the previous one, but the '申請書PDF作成' (Create Application PDF) button on the left sidebar is now highlighted with a mouse cursor, indicating the next step in the process.

③入力エリアが[ファイル一覧]に切り替わります。

The screenshot shows the 'NICE電子申請システム' interface after the PDF creation process. The main content area is now titled 'ファイル一覧' (File List). At the top, there is a green notification box that says 'PDFを作成しました。' (PDF has been created). Below this, there are buttons for 'ダウンロード' (Download) and '一括ダウンロード' (Batch Download). A table lists the files, with one file '省エネ診断計画書.pdf' (Energy Efficiency Diagnosis Plan.pdf) listed with a registration date of 2024/07/14 10:38. The left sidebar now shows the 'ファイル一覧' button highlighted.

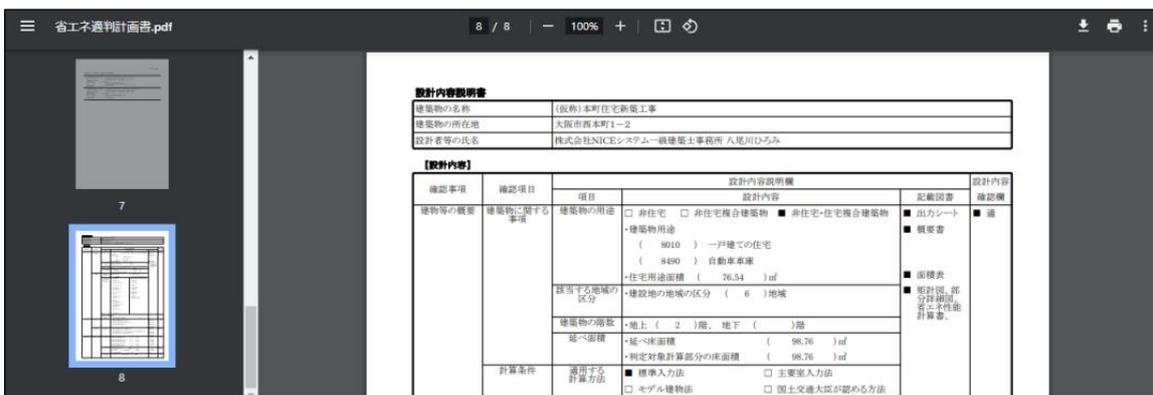
④省エネ適判計画書.pdf をクリックし、[ダウンロード]をクリックします。



⑤省エネ適判計画書.pdf が表示されます(ブラウザの設定によって動きが異なる場合があります)。計画書の表示状況を確認します。



⑥同じファイル内の最終ページに設計内容説明書がありますので、こちらも確認します。



### ⚠️ ご注意

本システムでは、省エネ適判計画書第四面(付近見取図・配置図)及び第七面別紙(複合建築物の住戸に係る措置)を作成できません。別途作成のうえ、次章にて登録してください。

以上で設計内容説明書の入力完了です。

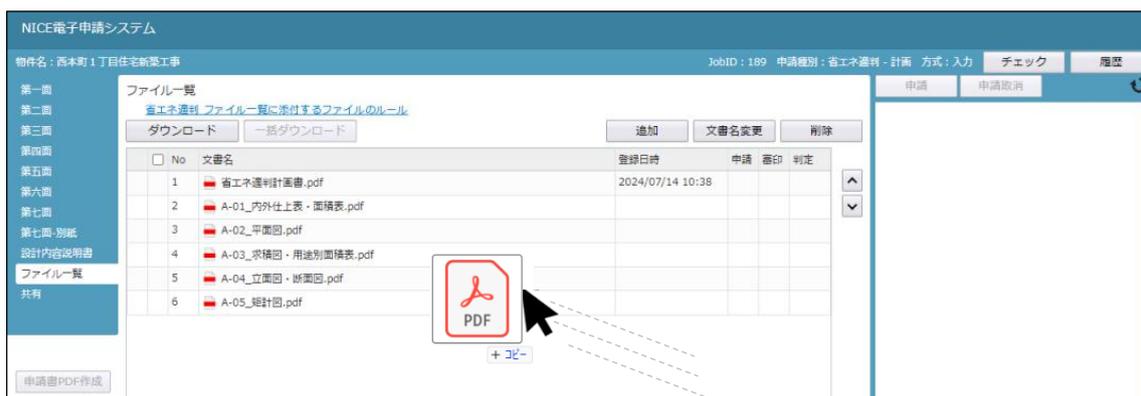
## 第8章 省エネ適判（新規） 文書の登録と申請実行

### 目的

省エネ適判に必要なデータを物件情報に登録し、申請します。

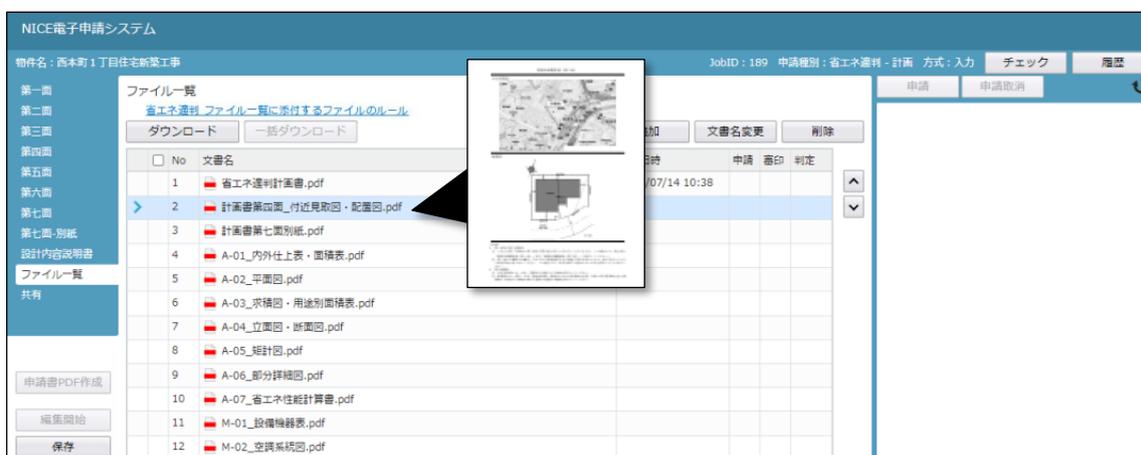
### 1. 文書の登録

- ①[編集開始]をクリックし、提出すべき文書(書類、図面のファイル)を、ドラッグアンドドロップ又は[追加]ボタンによりファイル一覧に追加していきます。



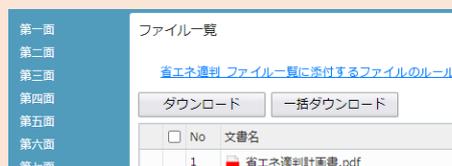
表右側の ボタンにて、表内にチェックを入れた行の並び順を変更できます。

- ②計画書の第四面及び第七面別紙もここで追加します。

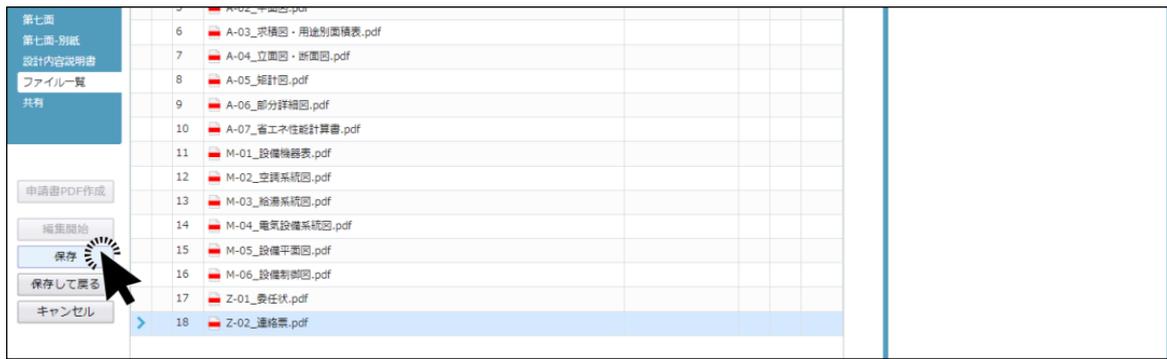


### Point!

・ファイル名は、「計画書第四面.pdf」などわかりやすいものとしてください。



### ③[保存]をクリックします。



### ご注意

- ・補正後の審査時間短縮のため、なるべく1ファイル1ページとしてください。
- ・同じ文書名のファイルは追加できません。

以上で省エネ適判に必要なデータの物件情報への登録が完了です。



### ちょっと詳しく!

#### 提出するファイル形式

ファイル一覧に追加されたファイルには、PDF形式の場合に限り、審査後に審査済みスタンプが付与されるようになっています。付与されたファイルは、そのまま副本として交付されますので、審査済みスタンプをご希望の場合はPDF形式で追加してください。

No	文書名	登録日時	申請	審印	判定
1	省エネ適判計画書.pdf	2024/07/07 09:31			
2	省エネ性能計算書.xlsx	2024/07/07 10:16			不可
3	A-01_内外仕上表・面積表.pdf	2024/07/07 10:16			



### こんなときは・・・

#### PDF形式なのに審査済みスタンプが付与されない・・・

- ・多くの場合、PDFファイルに保護がかかっていることが原因です。
- ・保護のかかったPDFは追記ができないため、審査済みスタンプを付与することができません。審査済みスタンプが必要な場合は、お手数ですが保護を解除して申請してください。

## 2. 申請実行

登録したデータを送信します。送信においては、本申請か事前相談かを選択することができます。

①[申請]をクリックします(実際にはまだ当機関に送信されません)。

NICE電子申請システム

物件名: 西本町1丁目住宅新築工事 JobID: 189 申請種別: 省エネ資料 - 計画 方式: 入力 チェック 履歴

ファイル一覧

省エネ資料 ファイル一覧に添付するファイルのルール

No	文書名	登録日時	申請	審印	判定
1	省エネ資料計画書.pdf	2024/07/14 10:38			
2	計画書第Ⅲ画_付近見取図・配置図.pdf	2024/07/14 12:21			
3	計画書第七画別紙.pdf	2024/07/14 12:21			
4	A-01_内外仕上表・面積表.pdf	2024/07/14 12:21			
5	A-02_平面図.pdf	2024/07/14 12:21			
6	A-03_空調図・用途別面積表.pdf	2024/07/14 12:21			
7	A-04_立面図・断面図.pdf	2024/07/14 12:21			
8	A-05_縦計図.pdf	2024/07/14 12:21			
9	A-06_部分詳細図.pdf	2024/07/14 12:21			
10	A-07_省エネ性能計算書.pdf	2024/07/14 12:21			
11	M-01_設備機器表.pdf	2024/07/14 12:21			
12	M-02_空調系統図.pdf	2024/07/14 12:21			
13	M-03_給湯系統図.pdf	2024/07/14 12:21			
14	M-04_電気設備系統図.pdf	2024/07/14 12:21			
15	M-05_設備平面図.pdf	2024/07/14 12:21			
16	M-06_設備制図図.pdf	2024/07/14 12:21			
17	Z-01_責任状.pdf	2024/07/14 12:21			
18	Z-02_連絡票.pdf	2024/07/14 12:21			

### ちょっと詳しく!

物件情報に登録したデータの実体は当機関のサーバに保存されていますが、本システムで申請を実行しない限り、当機関から参照することはありません。なお、お客様の端末と当機関のサーバの間の通信は暗号化しており、登録したデータが外部に漏洩する心配はありません。



②事前相談画面に必要事項を入力します。

事前相談

申請種別: 省エネ資料 - 計画

署名方法:  紙申請  電子申請 ( 事前相談なし)

申請先:

支払方法:

請求先:  参照

受取方法:  手渡し  郵送

備考:

申請書類選択

<input type="checkbox"/>	文書名	申請	審印	判定
<input checked="" type="checkbox"/>	省エネ資料計画書.pdf			
<input checked="" type="checkbox"/>	Z-02_連絡票.pdf			



項目名	説明
署名方法	<p>「署名方法」とは本申請の方法を意味します。以下のとおり表現します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直接本申請の場合・・・<input checked="" type="checkbox"/>電子申請（<input checked="" type="checkbox"/>事前相談なし）</li> <li>・事前相談後に電子申請予定の場合・・・<input checked="" type="checkbox"/>電子申請（<input type="checkbox"/>事前相談なし）</li> <li>・事前相談後に書面申請予定の場合・・・<input checked="" type="checkbox"/>紙申請</li> </ul>

③ここでは、事前相談後に電子申請予定として操作を進めます。[申請書類選択]の□文書名にチェックを入れ、すべての文書にチェックが入っていることを確認します。

事前相談

申請種別： 省エネ選判 - 計画  
 署名方法： 紙申請 電子申請（事前相談なし）  
 申請先： 大阪本社  
 支払方法： 振込  
 請求先： 株式会社NICEシステム一級建築士事務所 八尾川ひろみ   
 受取方法： 手渡し 郵送  
 郵送先： 大阪市西区西本町0-0  
 備考：

申請書類選択

文書名	申請	審印	判定
<input checked="" type="checkbox"/> 省エネ選判計画書.pdf			
<input checked="" type="checkbox"/> 計画書第四面_付近見取図・配置図.pdf			
<input checked="" type="checkbox"/> 計画書第七面別紙.pdf			
<input checked="" type="checkbox"/> A-01_内外仕上表・面積表.pdf			
<input checked="" type="checkbox"/> A-02_平面図.pdf			
<input checked="" type="checkbox"/> A-03_求積図・用途別面積表.pdf			
<input checked="" type="checkbox"/> A-04_立面図・断面図.pdf			
<input checked="" type="checkbox"/> A-05_短計図.pdf			
<input checked="" type="checkbox"/> A-06_部分詳細図.pdf			
<input checked="" type="checkbox"/> A-07_省エネ性能計算書.pdf			
<input checked="" type="checkbox"/> M-01_設備機器表.pdf			
<input checked="" type="checkbox"/> M-02_空調系統図.pdf			
<input checked="" type="checkbox"/> M-03_給湯系統図.pdf			
<input checked="" type="checkbox"/> M-04_電気設備系統図.pdf			
<input checked="" type="checkbox"/> M-05_設備平面図.pdf			
<input checked="" type="checkbox"/> M-06_設備制図図.pdf			
<input checked="" type="checkbox"/> Z-01_委任状.pdf			
<input checked="" type="checkbox"/> Z-02_連絡票.pdf			



ファイル一覧に登録した文書は、[文書名]にチェックを入れなくても申請後は当機関から参照可能となります。

しかし、申請時にチェックが入っていない文書については当機関の審査対象とはなりません。補正手続きの中であらためてチェックを入れて申請いただく必要があります。



④[申請]をクリックします。

<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	Z-01_委任状.pdf			
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	Z-02_連絡票.pdf			



## ご注意

- ・ボタンの名称は「申請」ですが、[署名方法] で本申請を設定しない場合は事前相談の扱いです。
- ・[申請] のクリックにより、(確認画面は表示されずに) 直ちに当機関に送信されます。
- ・誤って送信してしまった場合は、当機関が受信する前であれば取り消し可能です。

⑤ファイル一覧画面に戻り、チャットエリアに手続き内容が反映します。

NICE電子申請システム

物件名: 西本町1丁目住宅新築工事 JobID: 189 申請種別: 省エネ連判 - 計画 方式: 入力 WEB申請番号: WS24-00038 申請状況: 事前相談送信中 チェック 履歴

第一画  
第二画  
第三画  
第四画  
第五画  
第六画  
第七画  
第七画-別紙  
設計内容説明書  
ファイル一覧  
共有

申請書PDF作成  
編集開始  
保存  
保存して戻る  
戻る

No	文書名	登録日時	申請	審印
1	省エネ連判計画書.pdf	2024/07/14 10:38		
2	計画書筆画面_付近見取図・配置図.pdf	2024/07/14 12:21		
3	計画書第七画別紙.pdf	2024/07/14 12:21		
4	A-01_内外仕上表・重積表.pdf	2024/07/14 12:21		
5	A-02_平面図.pdf	2024/07/14 12:21		
6	A-03_求積図・用途別重積表.pdf	2024/07/14 12:21		
7	A-04_立面図・断面図.pdf	2024/07/14 12:21		
8	A-05_総計図.pdf	2024/07/14 12:21		
9	A-06_部分詳細図.pdf	2024/07/14 12:21		
10	A-07_省エネ性能計算書.pdf	2024/07/14 12:21		
11	M-01_設備機器表.pdf	2024/07/14 12:21		
12	M-02_空調系統図.pdf	2024/07/14 12:21		
13	M-03_給湯系統図.pdf	2024/07/14 12:21		
14	M-04_電気設備系統図.pdf	2024/07/14 12:21		
15	M-05_設備平面図.pdf	2024/07/14 12:21		
16	M-06_設備制図図.pdf	2024/07/14 12:21		
17	Z-01_責任状.pdf	2024/07/14 12:21		
18	Z-02_連絡票.pdf	2024/07/14 12:21		

申請しました。 X

2024/07/14 12:52 浅崎 栄一  
事前相談を送信



## ちょっと詳しく!

チャットエリアに反映する氏名は、申請書に記載されたものではなく、ログインユーザーの氏名です。



⑥[戻る]をクリックし、物件一覧に戻ります。以上で申請が完了です。

# 第9章 省エネ適判（新規） 補正手続

## 目的

当機関からの補正依頼連絡に基づき、申請書の補正を行います。

### 1. 補正依頼連絡

 当機関で審査・確認後、補正を依頼する旨のお知らせメールが届きます。

①本システムを起動し、対象物件を表示します。



NICE電子申請システム

物件一覧

物件名	建築場所	建築主	種	選	評	省	他	WEB申請番号	申請状況	検査予約	WEB予約番号	備考	最終処理日
西本町1丁目住宅新築工事	大阪府 大阪市西区西本町1	本町商事株式会社 港原 政太郎	確				計	WS24-00038	事前補正依頼中				2024/07/14
ABC D物流新町2丁目倉庫新築工事	大阪府 大阪市西区西本町1	山川 洋	中							確	WR24-00008		2024/05/20
新町1丁目共同住宅改築工事	大阪府 大阪市西区新町	本町商事株式会社 港原 政太郎	完				長期優良						2024/04/26

物件名: 西本町1丁目住宅新築工事

建築物(1) フラット35

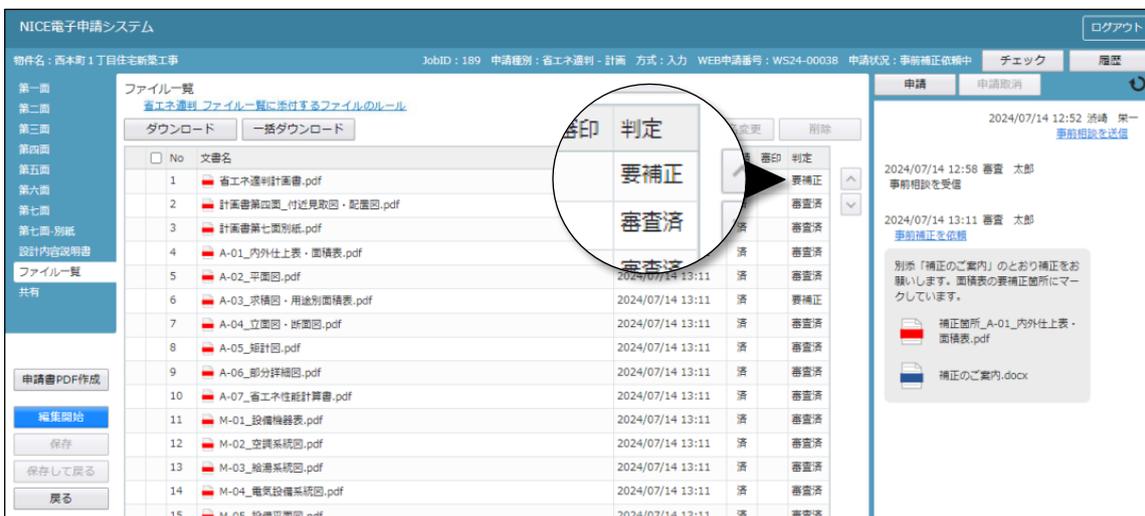
省エネ適判(1)

申請種別	WEB申請番号	方式	署名	申請状況	事務所	支払方法	合格証受取方法	事前受付日	事前受付番号	受付日	受付番号	交付日	交付番号
補正	WS24-00038	入力	電子	事前補正依頼中		振込	郵送						

## Point!

申請状況欄の赤字は、お客様の操作が求められていることを示します。

②ファイル一覧を表示し、判定欄から補正すべき文書を、チャットエリアから補正すべき内容を把握します。



NICE電子申請システム

物件名: 西本町1丁目住宅新築工事 JobID: 189 申請種別: 省エネ適判 - 計画 方式: 入力 WEB申請番号: WS24-00038 申請状況: 事前補正依頼中

ファイル一覧

No	文書名	判定
1	省エネ適判計画書.pdf	要補正
2	計画書第四頁_付添見取図・配線図.pdf	審査済
3	計画書第七頁別紙.pdf	審査済
4	A-01_内外仕上表・面積表.pdf	審査済
5	A-02_平面図.pdf	審査済
6	A-03_省エネ性能計算書.pdf	審査済
7	A-04_立面図・断面図.pdf	審査済
8	A-05_縦計図.pdf	審査済
9	A-06_部分詳細図.pdf	審査済
10	A-07_省エネ性能計算書.pdf	審査済
11	M-01_設備機器表.pdf	審査済
12	M-02_空調系統図.pdf	審査済
13	M-03_給湯系統図.pdf	審査済
14	M-04_電気設備系統図.pdf	審査済
15	M-05_設備平面図.pdf	審査済

## 2. 本システムで作成した文書の補正

以下は、建築面積の補正の例です。補正は、本システムで作成した文書(いわゆるカガミ)と、本システム外で作成した文書とで、それぞれ操作が異なります。

- ①省エネ適判計画書の補正については、本システムで作成した文書のため、入力内容の修正も本システムで行います。ここでは、[第三面]の建築面積欄を補正して保存します。

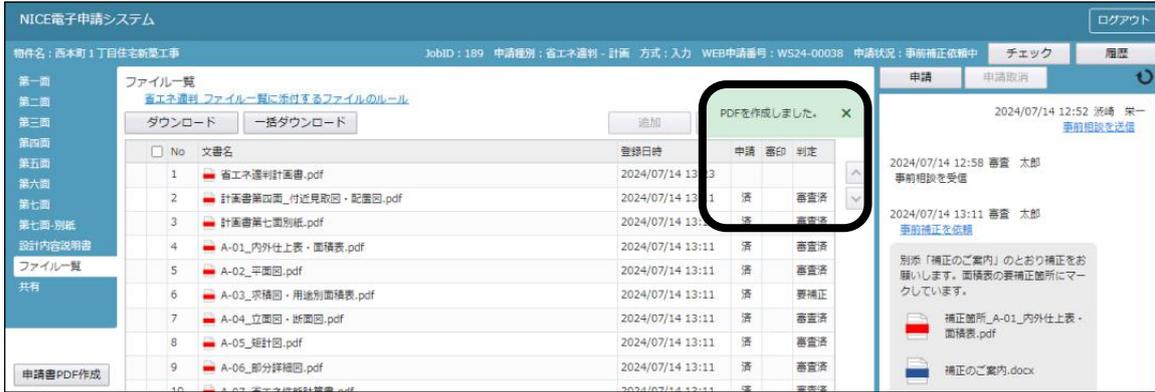
The screenshot shows the 'NICE電子申請システム' interface. The 'Third Page' (第三面) is active, displaying various fields for a building application. The 'Building Area' (建築面積) field is highlighted with a red box. A mouse cursor is pointing at the '編集開始' (Start Editing) button in the bottom left corner. The right sidebar shows a log of actions, including '事前相談を受信' and '事前補正を依頼'.

 こんなときは・・・  
入力ができない・・・  
[編集開始] をクリックして、ロックを解除してください。申請書の初期表示や保存後はロックが掛かっています。

- ②[申請書PDF作成]をクリックします。これにより、ファイル一覧に登録された申請書と概要書に補正内容が反映します。

The screenshot shows the 'NICE電子申請システム' interface. The 'Third Page' (第三面) is active, displaying various fields for a building application. The 'Generate PDF' (申請書PDF作成) button in the bottom left corner is highlighted with a red box and a mouse cursor. The right sidebar shows a log of actions, including '事前相談を受信' and '事前補正を依頼'.

③ファイル一覧で、[申請]欄と[判定]欄が空欄に切り替わったことを確認してください。



以上で本システムで作成した文書の補正が完了です。

### 3. 本システム外で作成した文書の補正

①あらかじめ、補正した文書(ここでは求積図・用途別面積表)を用意しておきます。

②ファイル一覧で、補正した文書を追加します。



③追加後の文書は最下段に表示されます。必要に応じて  ボタンで表示順を調整します。



④要補正とされている文書にチェック☑を入れ、[削除]をクリックして削除します。

NICE電子申請システム

物件名：西本町1丁目住宅新築工事 JobID：189 申請種別：省エネ適判 - 計画 方式：入力 WEB申請番号：WS24-00038 申請

第一面  
第二面  
第三面  
第四面  
第五面  
第六面  
第七面  
第七面-別紙  
設計内容説明書  
ファイル一覧  
共有

ダウンロード 一括ダウンロード 追加 文書名変更 削除

省エネ適判\_ファイル一覧に添付するファイルのルール

<input type="checkbox"/>	No	文書名	登録日時	申請	審印	判定
	1	省エネ適判計画書.pdf	2024/07/14 13:23			
	2	計画書第四面_付近見取図・配置図.pdf	2024/07/14 13:11	済		審査済
	3	計画書第七面別紙.pdf	2024/07/14 13:11	済		審査済
	4	A-01_内外仕上表・面積表.pdf	2024/07/14 13:11	済		審査済
	5	A-02_平面図.pdf	2024/07/14 13:11	済		審査済
<input checked="" type="checkbox"/>	6	A-03_求積図・用途別面積表_補1.pdf				
	7	A-03_求積図・用途別面積表.pdf	2024/07/14 13:11	済		要補正
	8	A-04_立面図・断面図.pdf	2024/07/14 13:11	済		審査済
	9	A-05_短計図.pdf	2024/07/14 13:11	済		審査済
	10	A-06_部分詳細図.pdf	2024/07/14 13:11	済		審査済
	11	A-07_省エネ性能計算書.pdf	2024/07/14 13:11	済		審査済
	12	M-01_設備機器表.pdf	2024/07/14 13:11	済		審査済
	13	M-02_空調系統図.pdf	2024/07/14 13:11	済		審査済
	14	M-03_給湯系統図.pdf	2024/07/14 13:11	済		審査済
	15	M-04_電気設備系統図.pdf	2024/07/14 13:11	済		審査済

申請書PDF作成  
編集開始  
保存  
保存して戻る  
キャンセル

確認

以下のファイルは過去の申請で使用されています。  
文書名：A-03\_求積図・用途別面積表.pdf

ファイルを削除してもよろしいですか？

はい いいえ

**ちょっと詳しく!**

ファイル一覧の[削除]は、ファイル一覧に表示されないようにする処置です。仮に補正を繰り返したとしても、ファイルの実体はすべて本システムに残っており、チャットエリアの各時点のリンクからいつでも呼び出すことができます。



⑤サイドバーメニューから[保存]をクリックします。

以上で本システム外で作成した文書の補正が完了です。

**Point!**

- 各文書のファイル名の付け方は任意です。このため、例えば新規申請で「仕上表・面積表.pdf」とした文書を、補正後に「建築概要(補正).pdf」などとすると、補正前後のつながりが大変わかりにくくなります。
- ファイル一覧の表示状態は当機関も共有しますので、補正前後のつながりがわかるようなファイル名としていただきますようお願いいたします。

## 4. チャットエリアの参照

補正手続の経過はチャットエリアに記録として残り、お客様と当機関で情報共有されます。

2024/02/01 10:10 渡崎 栄一  
[事前相談を送信](#)

2024/02/02 11:20 審査 太郎  
事前相談を受信

2024/02/02 12:30 審査 太郎  
[事前補正を依頼](#)

別添をご覧ください。  
補正のご案内.docx

2024/02/03 13:40 渡崎 栄一  
底の出の取扱について確認です。  
面積表.pdf

2024/02/03 14:50 審査 太郎  
問題ありません。

2024/02/04 15:00 渡崎 栄一  
[事前補正を送信](#)

2024/02/04 15:00 審査 太郎  
事前補正を受信

2024/02/04 15:10 審査 太郎  
[本申請を依頼](#)

当機関からメッセージが追加された場合、お客様にはその旨のお知らせメールが届きます。

リンクをクリックすると、その時点で申請又は申請依頼された文書呼び出すことができます。

①「事前補正を依頼」などのリンク箇所をクリックします。

申請種別：省エネ適判 - 計画 方式：入力 WEB申請番号：WS24-00038 申請状況：事前補正依頼中

登録日時	申請	審印	判定
2024/07/14 13:23			
2024/07/14 13:11	済		審査済
2024/07/14 13:11	済		審査済
2024/07/14 13:11	済		審査済
2024/07/14 13:11	済		審査済
2024/07/14 13:11	済		審査済
2024/07/14 13:11	済		審査済
2024/07/14 13:11	済		審査済
2024/07/14 13:11	済		審査済

2024/07/14 12:52 渡崎 栄一  
[事前相談を送信](#)

2024/07/14 12:58 審査 太郎  
事前相談を受信

2024/07/14 13:11 審査 太郎  
[事前補正を依頼](#)

別添「補正のご案内」のとおり補正をお願いします。面積表の要補正箇所にマークしています。  
補正箇所\_A-01\_内外仕上表・面積表.pdf  
補正のご案内.docx

- ②申請履歴詳細画面が表示されます。  
申請書類には、その当時の判定状況が表示されています。

申請履歴詳細
×

---

事前補正依頼
WS24-00038
依頼日時：2024/07/14 13:11

物件名： 西本町1丁目住宅新築工事  
地名地番： 大阪府大阪市西本町1-0

申請書類 ダウンロード

文書名	判定
省エネ通判計画書.pdf	要補正
計画書第四面_付近見取図・配置図.pdf	審査済
計画書第七面別紙.pdf	審査済
A-01_内外仕上表・面積表.pdf	審査済
A-02_平面図.pdf	審査済
A-03_求積図・用途別面積表.pdf	要補正
A-04_立面図・断面図.pdf	審査済
A-05_矩計図.pdf	審査済
A-06_部分詳細図.pdf	審査済
A-07_省エネ性能計算書.pdf	審査済
Z-01_竣工図.pdf	審査済
Z-02_連絡票.pdf	審査済

コメント： 別添「補正のご案内」のとおり補正をお願いします。面積表の要補正箇所にマークしています。

添付ファイル ダウンロード

文書名	
補正箇所_A-01_内外仕上表・面積表.pdf	
補正のご案内.docx	

閉じる

コメント及び添付ファイルは、お知らせメールの内容と同一です。

- ③事前相談→事前補正依頼→事前補正 における申請履歴詳細の例です。  
文書名に「NEW」と表示されたものは、初回又は差替後の提出文書であることを示します。

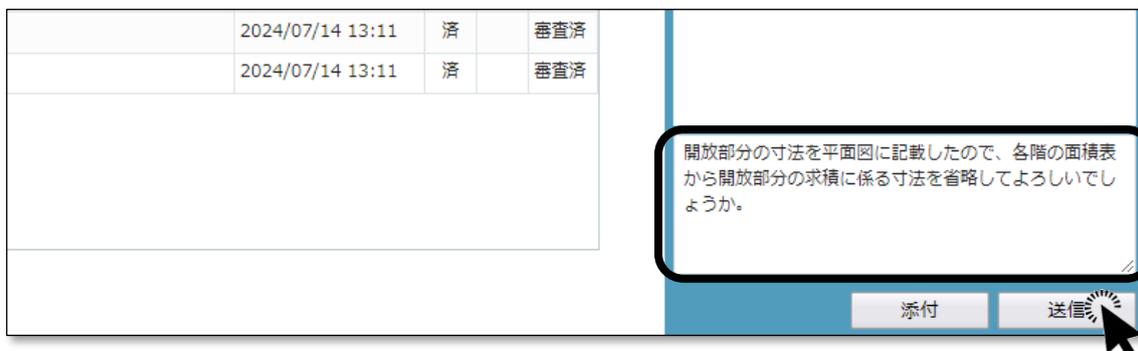


※説明のため図を簡略化しています。

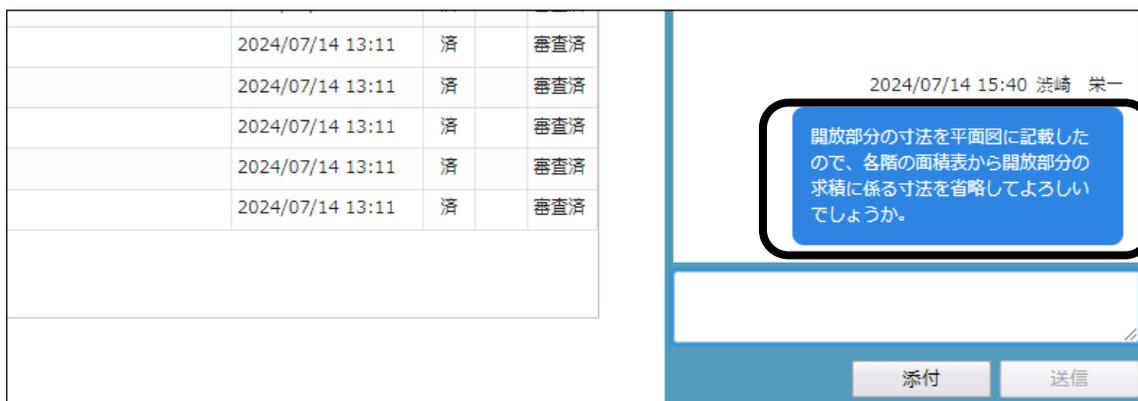
## 5. チャットエリアからのメッセージ送受信

補正依頼に対する質疑や、申請書に含めない文書をチャットエリアから送信したり、質疑への回答を受信したりすることができます。

①チャットエリア下段にメッセージを入力し、[送信]をクリックします。

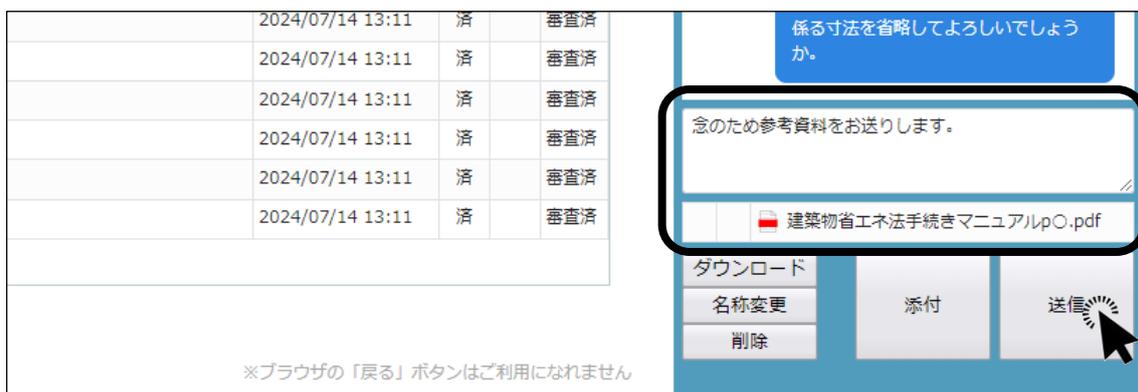


②チャットエリアにメッセージが反映します。



チャットエリアの内容は当機関と共有されています。

③ファイルを添付する場合、ファイルをドラッグアンドドロップ又は[添付]ボタンによりチャットエリア下段に追加し、[送信]をクリックします。メッセージを合わせて送信することも可能です。



④チャットエリアにメッセージと添付ファイルが反映します。

2024/07/14 13:11	済	審査済

※ブラウザの「戻る」ボタンはご利用になれません

水積に係る寸法を省略してよろしいでしょうか。

2024/07/14 15:51 浜崎 栄一

念のため参考資料をお送りします。

 建築物省エネ法手続きマニュアルp0.pdf

添付 送信

 **Point!**

- ・チャットエリアは自由な連絡内容を記録するための機能なので、申請書入力とは異なり、[編集開始]をクリックせずに随時利用できます。
- ・送信実行後の取り消しはできませんので、誤送信した場合はその旨をメッセージとして送信してください。

⑤当機関から回答があった場合、 その旨のお知らせメールが届きます。

⑥チャットエリア下段に、当機関からの回答メッセージが反映されています。

2024/07/14 13:11	済	審査済

※ブラウザの「戻る」ボタンはご利用になれません

 建築物省エネ法手続きマニュアルp0.pdf

2024/07/14 16:06 審査 太郎

開放部分の寸法は、平面図、面積表のいずれかに明記があれば、他方は省略して差し支えありません。

添付 送信

 **Point!**

- ・チャットエリアに反映される内容はお知らせメールと同内容です。
- ・チャットエリアを表示している状態のまま、追加された新規メッセージを新たに反映するには、 ボタンをクリックします。

## 6. 補正申請

文書の補正が終わったら、補正後の申請書一式を再送信します。

①[申請]をクリックします。



こんなときは・・・

[申請] が押せない・・・

差し替えた文書が保存されていないと思われます。[保存] をクリックすることで、[申請] ボタンを押せるようになります。

[申請] を押すとエラーメッセージが出る・・・

申請を行うためには事前にPDF作成を実施しておく必要があります。 ❌

[申請書 PDF 作成] を実施することで [申請] ボタンを押せるようになります。確認申請書第一面～第六面の入力内容を変更して保存した場合、保存された内容と、ファイル一覧に登録された申請書.pdf の内容が整合していない状態となります。これを解消するため、本システムでは、申請前に [申請書 PDF 作成] を実行することを求めています。

②[事前補正]画面が表示されます。

**事前補正**

申請種別: 省エネ適判 - 計画

署名方法:  紙申請  電子申請 (  事前相談なし )

申請先: 大阪本社

③[申請書類選択]の□文書名にチェックを入れ、すべての文書にチェックが入っていることを確認します。

**ちょっと詳しく!**

事前補正(本申請前の補正依頼)においては、審査済の文書も再度送信する必要があります。

その理由は、補正した文書のみをやり取りすると最終図一式がわかりにくくなるほか、このあと実行する本申請の際、本システムでは最終の補正で送信した文書が本申請の文書として扱われるためです。



事前補正

申請種別: 省エネ選判・計画  
 署名方法:  紙申請  電子申請 (  事前相談なし )  
 申請先: 大坂本社  
 支払方法: 振込  
 請求先: 株式会社NICEシステム一級建築士事務所 八尾川ひろみ 参照  
 受取方法:  手渡し  郵送  
 郵送先: 大阪市西区西本町0-0  
 備考:

申請書類選択 ダウンロード

文書名	申請	審印	判定
<input checked="" type="checkbox"/> 省エネ選判計画書.pdf	済		
<input checked="" type="checkbox"/> 計画書第四面_付近見取図・配置図.pdf	済		審査済
<input checked="" type="checkbox"/> 計画書第七図別紙.pdf	済		審査済
<input checked="" type="checkbox"/> A-01_内外仕上表・面積表.pdf	済		審査済
<input checked="" type="checkbox"/> A-02_平面図.pdf	済		審査済
<input checked="" type="checkbox"/> A-03_求積図・用途別面積表.pdf	済		
<input checked="" type="checkbox"/> A-04_立面図・断面図.pdf	済		審査済
<input checked="" type="checkbox"/> A-05_矩計図.pdf	済		審査済
<input checked="" type="checkbox"/> A-06_部分詳細図.pdf	済		審査済
<input checked="" type="checkbox"/> A-07_省エネ性能計算書.pdf	済		審査済
<input checked="" type="checkbox"/> M-01_設備機器表.pdf	済		審査済
<input checked="" type="checkbox"/> M-02_空調系統図.pdf	済		審査済
<input checked="" type="checkbox"/> M-03_給湯系統図.pdf	済		審査済

④[申請]をクリックします。

<input checked="" type="checkbox"/> M-06_設備制御図.pdf	済		審査済
<input checked="" type="checkbox"/> Z-01_委任状.pdf	済		審査済
<input checked="" type="checkbox"/> Z-02_連絡票.pdf	済		審査済

申請 キャンセル

**⚠️ ご注意**

- ・ボタンの名称は「申請」ですが、[署名方法]で本申請を設定しない場合は事前補正の扱いです。
- ・[申請]のクリックにより、(確認画面は表示されずに)直ちに当機関に送信されます。
- ・誤って送信してしまった場合は、当機関が受信する前であれば取り消し可能です。

⑤チャットエリアに手続内容が反映します。

9	<input checked="" type="checkbox"/> A-06_部分詳細図.pdf	2024/07/14 13:11	済	審査済
10	<input checked="" type="checkbox"/> A-07_省エネ性能計算書.pdf	2024/07/14 13:11	済	審査済
11	<input checked="" type="checkbox"/> M-01_設備機器表.pdf	2024/07/14 13:11	済	審査済
12	<input checked="" type="checkbox"/> M-02_空調系統図.pdf	2024/07/14 13:11	済	審査済
13	<input checked="" type="checkbox"/> M-03_給湯系統図.pdf	2024/07/14 13:11	済	審査済
14	<input checked="" type="checkbox"/> M-04_電気設備系統図.pdf	2024/07/14 13:11	済	審査済
15	<input checked="" type="checkbox"/> M-05_設備平面図.pdf	2024/07/14 13:11	済	審査済
16	<input checked="" type="checkbox"/> M-06_設備制御図.pdf	2024/07/14 13:11	済	審査済
17	<input checked="" type="checkbox"/> Z-01_委任状.pdf	2024/07/14 13:11	済	審査済
18	<input checked="" type="checkbox"/> Z-02_連絡票.pdf	2024/07/14 13:11	済	審査済

申請書PDF作成

編集開始  
保存  
保存して戻る  
戻る

※このため参考資料をお送りします。  
建築物省エネ法手続さまニ  
ュアルpO.pdf

2024/07/14 16:06 審査 太郎  
開放部分の寸法は、平面図、面積表  
のいずれかに明記があれば、他方は  
省略して差し支えありません。

2024/07/14 16:20 浜崎 栄一  
事前補正を送信

※ブラウザの「戻る」ボタンはご利用になれません

⑥[戻る]をクリックし、物件一覧に戻ります。

以上で補正申請が完了です。

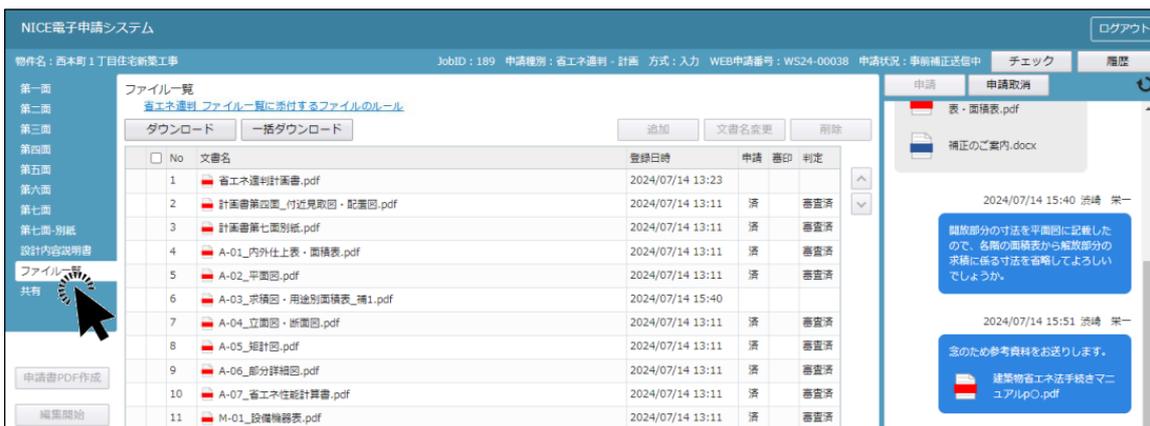
## 第10章 省エネ適判（新規） 他のユーザーとの連携

### 目的

入力データを他のユーザーと共有し、他のユーザーが文書の追加や補正を行います。

### 1. 共有変更

①ナビゲーションメニューから[共有]をクリックします。



②[共有]画面が表示され、この物件の共有状況が表示されます。



③[共有変更]をクリックします。



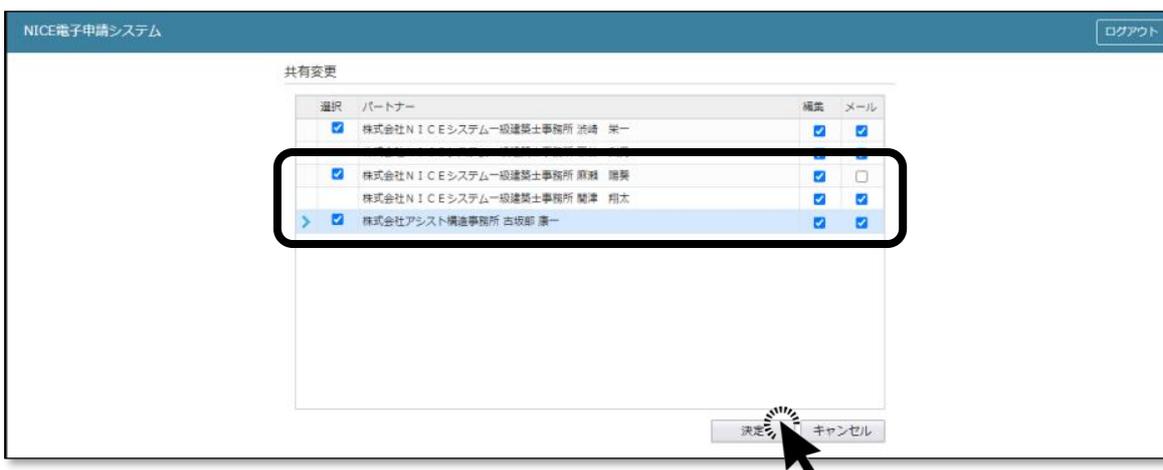
[共有変更]画面にパートナーが表示されます。パートナーとは、この物件を共有できるユーザーの候補者です。



**Point!**

自分自身以外のパートナーを表示するには、あらかじめ社員情報の追加や取引先とのパートナー登録が必要です。

④共有設定を変更したいパートナーの選択欄にチェックを入れ、必要に応じて[編集][メール]のチェックを外し、[決定]をクリックします。



**ちょっと詳しく!**

- ・[編集]は、[編集開始]と[申請]ボタンの実行権限に関する設定です。
- ・[メール]は、自動配信メールの送信先に関する設定です。



⑤共有画面に反映します。



以上で共有変更は完了です。

## 2. 他ユーザーによる補正

ここでは、協力会社のユーザーを含め、他のユーザーが直接補正を行った場合の本システムの動きを、元のユーザーの立場から見ていきます。

①ファイル一覧を開き、他のユーザーによる補正内容を確認します。



上図で[申請]欄が空欄となっている「A-07\_省エネ性能計算書\_補1.pdf」が、他のユーザーが追加した文書です。

②他のユーザーによる補正の記録をクリックし、申請履歴詳細を確認します。



追加した文書のアイコンには、「NEW」と表示されています。



このように、申請書を共有した他のユーザーは、元のユーザーと同じように補正手続を行うことができ、その履歴も互いに共有されます。

# 第11章 省エネ適判（新規） 判定通知書の受け取り

## 目的

当機関からの本申請依頼に基づき本申請を行います。さらに審査終了のご案内によって確認書を受け取り、副本ファイルをダウンロードします。

## 1. 本申請

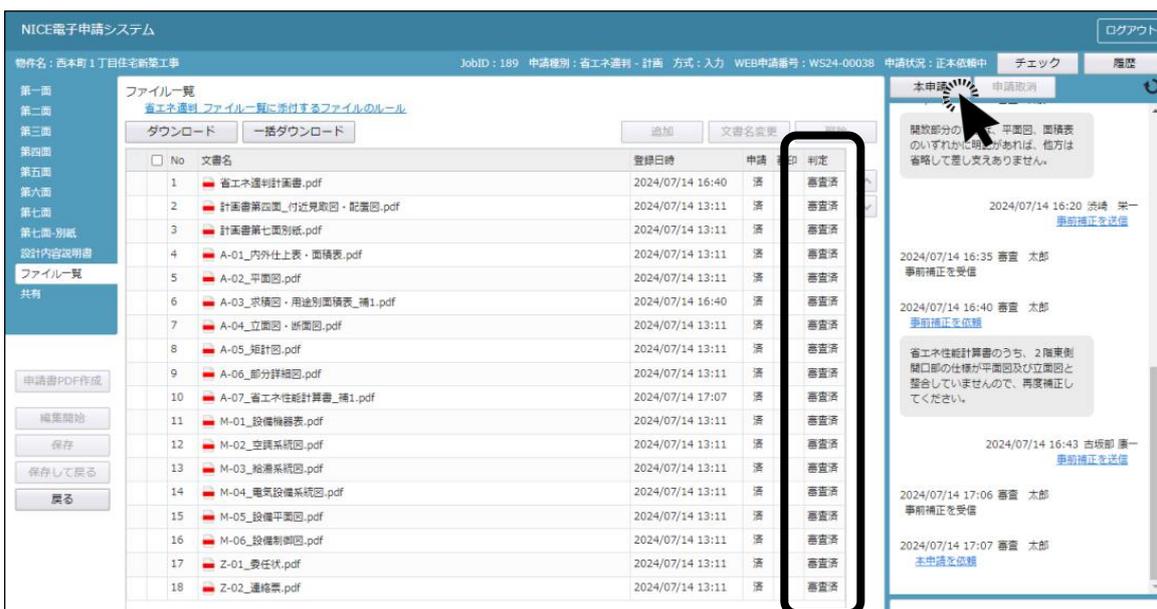
①当機関の事前チェックが終了次第、

 本申請をお願いする旨のお知らせメールが届きます。

②物件一覧を開き、該当物件をクリックします。申請状況に「正本依頼中」と表示されているのを確認し、[申請種別]のリンク(ここでは「計画」)をクリックします。



③ファイル一覧を表示し、判定欄がすべて「審査済」となっているのを確認して[本申請]をクリックします。



④[業務約款に同意する]にチェックを入れ、[申請]をクリックします。

NICE電子申請システム

本申請

申請種別: 省エネ選利 - 計画  
 署名方法:  紙申請  電子申請  
 備考:

申請書類選択

文書名	申請	審印	判定
省エネ選利計画書.pdf	済		審査済
計画書第四画_付近見取図・配置図.pdf	済		審査済
計画書第七画別紙.pdf	済		審査済
A-01_内外仕上表・面積表.pdf	済		審査済
A-02_平面図.pdf	済		審査済
A-03_求積図・用途別面積表_補1.pdf	済		審査済
A-04_立面図・断面図.pdf	済		審査済
A-05_短計図.pdf	済		審査済
A-06_部分詳細図.pdf	済		審査済
A-07_省エネ性能計算書_補1.pdf	済		審査済
M-01_設備機器表.pdf	済		審査済
M-02_空調系統図.pdf	済		審査済
M-03_給湯系統図.pdf	済		審査済
M-04_電気設備系統図.pdf	済		審査済
M-05_設備平面図.pdf	済		審査済
M-06_設備制御図.pdf	済		審査済
Z-01_委任状.pdf	済		審査済
Z-02_連絡票.pdf	済		審査済

業務約款に同意する



こんなときは・・・

ファイル一覧の文書の一部しか本申請できない。。

本申請前に事前補正を行った場合、本システムでは、最終の補正で送信した文書が本申請の対象文書として扱われます。

例えば最終の補正で1ファイルしか送信しなかった場合、本申請画面は右図のようになります。

この場合は、当機関の操作により一旦事前補正段階に戻す必要がありますので、チャットエリアよりその旨を当機関にお知らせください。

本申請

申請種別: 省エネ選利 - 計画  
 署名方法:  紙申請  電子申請  
 備考:

申請書類選択

文書名	申請	審印	判定
A-03_求積図・用途別面積表.pdf	済		

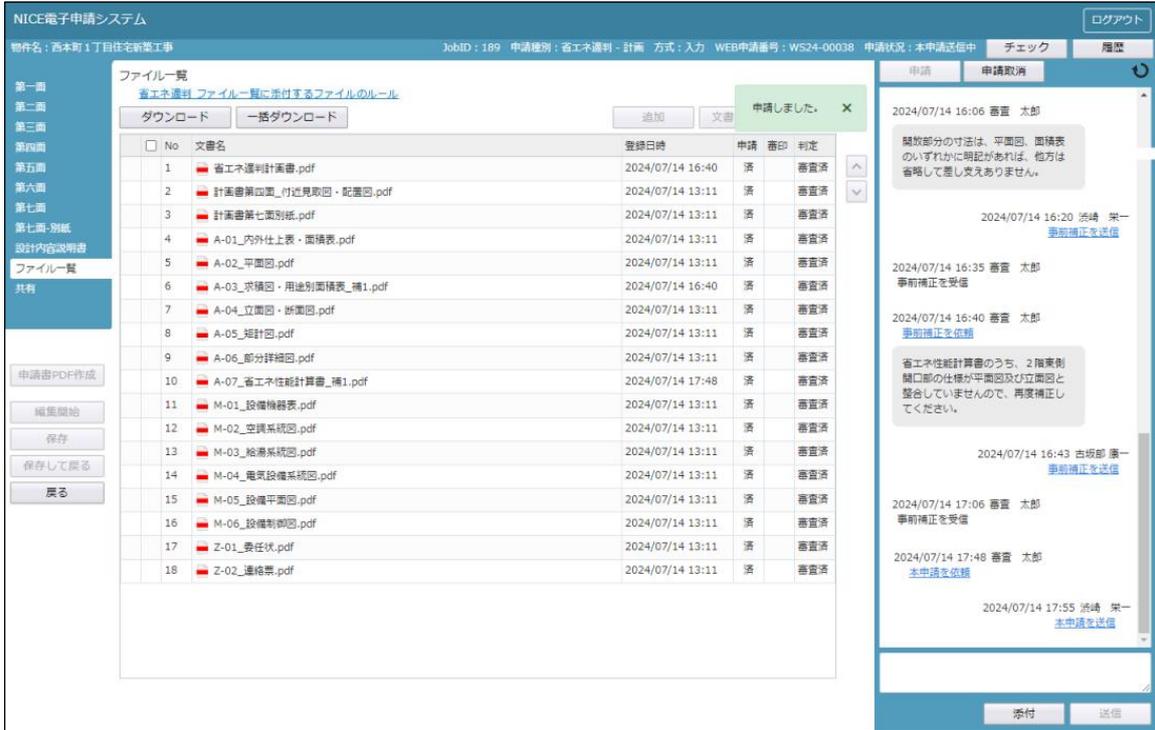
業務約款に同意する



ご注意

- ・[申請]のクリックにより、(確認画面は表示されずに)直ちに当機関に送信されます。
- ・誤って送信してしまった場合は、当機関が受信する前であれば取り消し可能です。

⑤ファイル一覧画面に戻ります。



以上で本申請が完了です。

## 2. 判定通知書交付連絡

①当機関の本審査が終了し、判定通知書が交付され次第、

 交付された旨のお知らせメールが届きます。

②物件一覧を表示し、[申請状況]に「審査終了」と表示されているのを確認します。



### 3. 判定通知書の受け取り

①物件一覧の[合格証受取方法]の表示内容に従ってお渡しします。

物件名：西本町1丁目住宅新築工事									
建築物(1)	省エネ適判								
フラット35									
評価									
省エネ適判(1)	<input type="checkbox"/>	申請種別	WEB申請番号	方式	署名	申請状況	事務所	支払方法	合格証受取方法
他業務	>	<input type="radio"/> 計画	WS24-00038	入力	電子	審査終了		振込	郵送
検査予約									

いずれの場合も、副本については次項に従ってご自身で取得してください。

### 4. 副本の取得

①ファイル一覧画面を表示し、申請状況に「審査終了」と表示されているのを確認して、表最上段にチェックを入れます。

NICE電子申請システム									
物件名：西本町1丁目住宅新築工事 JobID：189 申請種別：省エネ適判-計画 方式：入力 WEB申請番号：WS24-00038 申請状況：審査終了									
第一画	ファイル一覧								
第二画	省エネ適判 ファイル一覧に添付するファイルのルール								
第三画	ダウンロード 一括ダウンロード								
第四画		文書名	登録日時	申請	審印	判定			
第五画	<input checked="" type="checkbox"/>	省エネ適判計画書.pdf	2024/07/14 16:40	済	審査済	審査済			
第六画	<input checked="" type="checkbox"/>	計画書第四画_付送見取回・配置回.pdf	2024/07/14 13:11	済	審査済	審査済			
第七画	<input checked="" type="checkbox"/>	計画書第七画別紙.pdf	2024/07/14 13:11	済	審査済	審査済			
第七画-別紙	<input checked="" type="checkbox"/>	A-01_内外仕上表・面積表.pdf	2024/07/14 13:11	済	審査済	審査済			
設計内容説明書	<input checked="" type="checkbox"/>	A-02_平面回.pdf	2024/07/14 13:11	済	審査済	審査済			
共有	<input checked="" type="checkbox"/>	A-03_求積回・用途別面積表_補1.pdf	2024/07/14 16:40	済	審査済	審査済			
	<input checked="" type="checkbox"/>	A-04_立面回・断面回.pdf	2024/07/14 13:11	済	審査済	審査済			

②すべての文書にチェックが入ったことを確認し、[一括ダウンロード]をクリックします。

NICE電子申請システム									
物件名：西本町1丁目住宅新築工事 JobID：189 申請種別：省エネ適判-計画 方式：入力 WEB申請番号：WS24-00038 申請状況：審査終了									
第一画	ファイル一覧								
第二画	省エネ適判 ファイル一覧に添付するファイルのルール								
第三画	ダウンロード 一括ダウンロード								
第四画	<input checked="" type="checkbox"/>	No	文書名	登録日時	申請	審印	判定		
第五画	<input checked="" type="checkbox"/>	1	省エネ適判計画書.pdf	2024/07/14 16:40	済	審査済	審査済		
第六画	<input checked="" type="checkbox"/>	2	計画書第四画_付送見取回・配置回.pdf	2024/07/14 13:11	済	審査済	審査済		
第七画	<input checked="" type="checkbox"/>	3	計画書第七画別紙.pdf	2024/07/14 13:11	済	審査済	審査済		
第七画-別紙	<input checked="" type="checkbox"/>	4	A-01_内外仕上表・面積表.pdf	2024/07/14 13:11	済	審査済	審査済		
設計内容説明書	<input checked="" type="checkbox"/>	5	A-02_平面回.pdf	2024/07/14 13:11	済	審査済	審査済		
共有	<input checked="" type="checkbox"/>	6	A-03_求積回・用途別面積表_補1.pdf	2024/07/14 16:40	済	審査済	審査済		
	<input checked="" type="checkbox"/>	7	A-04_立面回・断面回.pdf	2024/07/14 13:11	済	審査済	審査済		
	<input checked="" type="checkbox"/>	8	A-05_総計回.pdf	2024/07/14 13:11	済	審査済	審査済		

③ダウンロードフォルダに、「一括ダウンロード.zip」が生成します。



一括ダウンロード.zip

zip ファイルには審査済の文書一式が格納されており、このファイルが副本そのものです。

審査済の文書(PDF 形式のファイル)には、審査済のスタンプが付与されています。

## 第12章 省エネ適判（計画変更）

### 目的

省エネ適判(計画変更)について、省エネ適判(新規)との違いをつかみます。

省エネ適判(計画変更)は、申請から判定通知書の受け取りまで、第3章から第12章に記載した省エネ適判(新規)と同様です。相違点は以下のとおりです。

### 1. 入力事項の相違点

省エネ適判(計画変更)は省エネ適判(新規)と比較し、計画書第一面に追加項目があります。

NICE WEB申請

物件名: 西本町1丁目住宅新築工事 JobID: 3778 申請種別: 省エネ適判 - 変

第一面

第二面

第三面

第四面

第五面

第六面

第七面

第七面-別紙

設計内容説明書

ファイル一覧

共有

申請書PDF作成

編集開始

保存

保存して戻る

キャンセル

第一面

提出先機関名 株式会社エシエンツ・ジャパン デモ

申請日

様式 2024年6月

提出者 指定方法:  直接入力  第二面から代表者のみをコピー  第二面から全員分をコピー

住所: 大阪府 大阪市西区西本町 0-0  
大阪府 大阪市西区西本町 0-0  
大阪府 大阪市西区西本町 0-0

氏名: 本町商事株式会社 代表取締役 池原 政太郎  
本町商事株式会社 専務取締役 入畑 直子  
本町商事株式会社 常務取締役 熊阪 哲嗣

設計者氏名 指定方法:  直接入力  第二面から代表者のみをコピー  第二面から全員分をコピー

氏名: 株式会社NICEシステム一級建築士事務所 八尾川ひろみ

適合判定通知書番号 第 号

適合判定通知書交付年月日

適合判定通知書交付者

計画変更の対象の範囲  建築物全体  
 建築物の一部 (非住宅部分)  
 建築物の一部 (住宅部分)

計画変更の概要

建築物の名称

## 第13章 軽微変更該当証明申請

### 目的

軽微変更該当証明申請について、省エネ適判(新規)との違いをつかみます。

軽微変更該当証明申請は、申請から判定通知書の受け取りまで、第3章から第12章に記載した省エネ適判(新規)と同様です。相違点は以下のとおりです。

### 1. 入力事項の相違点

省エネ適判(新規)と比較し、下図のとおり第一面に追加項目があります。

物件名: 西本町1丁目住宅新築工事 JobID: 3777 申請種別: 省エネ適判 - 計

第一面 申請者 指定方法:  直接入力  第二面から代表者のみをコピー  第二面から全員分をコピー

住所: 大阪府 大阪市西区西本町 0-0  
大阪府 大阪市西区西本町 0-0  
大阪府 大阪市西区西本町 0-0

氏名: 本町商事株式会社 代表取締役 港原 政太郎  
本町商事株式会社 専務取締役 入畑 直子  
本町商事株式会社 常務取締役 熊阪 哲嗣

設計者氏名 指定方法:  直接入力  第二面から代表者のみをコピー  第二面から全員分をコピー

氏名:

適合判定通知書又は軽微変更該当証明書番号  
第 \_\_\_\_\_ 号

適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付年月日  
\_\_\_\_\_

適合判定通知書又は軽微変更該当証明書交付者  
\_\_\_\_\_

軽微な変更の概要  
\_\_\_\_\_

建築物の名称  
\_\_\_\_\_

建築物等の所在地 大阪府 ▼ 大阪市西区西本町 1

省エネ適合判定年月日  
\_\_\_\_\_

省エネ適合判定番号  
\_\_\_\_\_

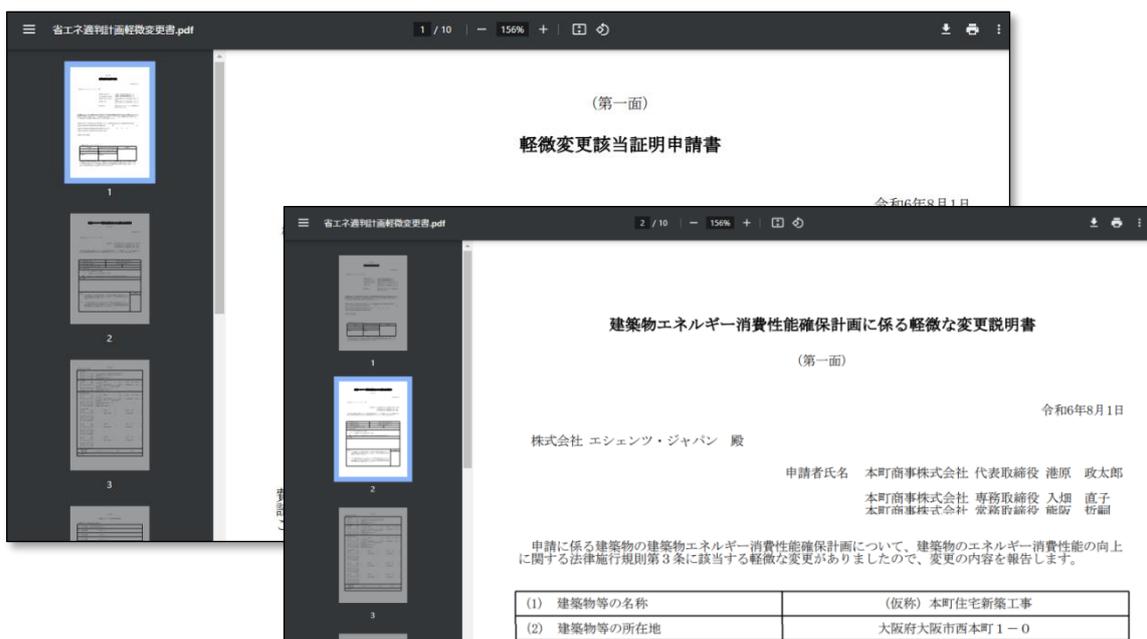
変更の内容  C 再計算によって基準適合が明らかなる変更 (計画な抜本的な変更を除く)

備考  
\_\_\_\_\_

項目名	説明
建築物等の所在地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・プルダウンリストから都道府県を選択し、自由入力欄は市町村から入力してください。申請書には、選択した都道府県と自由入力欄がセットで記載されます。</li> <li>・この欄以下の入力内容により、「軽微な変更説明書」を自動作成します。</li> </ul>
変更の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・C以外は選択できません。</li> <li>・A又はBに該当する場合は、別途軽微な変更説明書を作成の上、軽微変更該当証明ではなく、完了検査申請書第三面の別紙としてご提出ください。</li> </ul>

## 2. 出力事項の相違点

[申請書PDF作成]により、省エネ適判計画軽微変更書.pdf が生成します。このファイルには、軽微変更該当証明申請書と軽微な変更説明書が含まれます。



## 第14章 こんなときは



### 操作がうまくいかない

Q 申請書の入力画面に入力できない、又はファイルを追加できない。

A [編集開始] をクリックしてください。

Q 編集開始ボタンがクリックできない。

A 申請後は編集に制限がかかりますので、当機関からの補正依頼連絡等をお待ちください。

なお、[申請取消] を実行すると再度編集可能となります。[申請取消] は当機関が申請を受信するまでの間、実行可能です。

Q 申請ボタンがクリックできない。

A [申請] の前に [保存] をクリックしてください。

Q ファイル一覧の文書の一部しか本申請できない。

A 本申請前に事前補正を行った場合、本システムでは、最終の補正で送信した文書が本申請の対象文書として扱われます。

例えば最終の補正で1ファイルしか送信しなかった場合、本申請画面には1ファイルしか表示されません。この場合は、当機関の操作により一旦事前補正段階に戻す必要がありますので、チャットエリアよりその旨を当機関にお知らせください。

Q ログインIDを忘れてしまった。

A 利用者登録が完了した旨のお知らせメールに記載がありますのでご参照ください。お知らせメールが見つからない場合は、社員管理権限をお持ちのユーザーに依頼し、[社員管理] メニューからご参照いただくことができます。

Q ログイン用のパスワードを忘れてしまった。

A ログイン画面の [パスワードをお忘れの方はこちら] からパスワードを再設定してください。



### 連絡が来ない

Q ユーザー登録申請後のお知らせが届かない。

A メールアドレスの入力に誤りがあった可能性がありますので、当機関までお問合せください。

Q ユーザー登録申請後のお知らせは届いたが、ログインIDのメールが届かない。

A 当機関での承認処理が完了後に届きます。承認処理には数日かかる場合がありますので、お急ぎの際は当機関までお問い合わせください。



## その他

Q 物件一覧画面に表示される「申請状況」の意味がわからない。

A 申請状況は手続がどこまで進んでいるかを示す情報で、赤文字となっている場合はお客様の操作待ちであることを示します。詳細は下掲「申請状況一覧」をご参照ください。

### 申請状況一覧

手続段階	[申請状況]の表示 <sup>※注1</sup>	意味	お客様による編集
事前相談	(空欄)	本システムに入力後、申請を実行していない	可
	(空欄)	申請を実行したが、当機関で受信せずに却下	可
	事前相談送信中	申請を実行後、当機関が受信していない	不可 <sup>※注2</sup>
	事前相談中	申請を実行後、当機関が受信した	不可
事前補正	事前補正依頼中	当機関より補正依頼が届いている	可
	事前補正送信中	補正の申請を実行後、当機関が受信していない	不可 <sup>※注2</sup>
	事前相談中	機関側が補正の申請を受信した状況	不可
本申請	正本依頼中	当機関より本申請依頼が届いている	不可
	本申請送信中	本申請を実行後、当機関が受信していない	不可
	本申請受信中	本申請を実行後、当機関が受信した	不可
	審査中	当機関が本申請を受信後、さらに受理した <sup>※注3</sup>	不可
補正	補正依頼中	当機関より補正依頼が届いている	可
	補正送信中	補正の本申請を実行後、当機関が受信していない	不可 <sup>※注2</sup>
	補正受信中	補正の本申請を実行後、当機関が受信した	不可
	審査中	当機関が補正の本申請を受信後、さらに受理した <sup>※注3</sup>	不可
済証交付	審査終了	当機関による本システムの処理が完了した	不可
その他	取下げ	取下げにより当機関による本システムの処理が完了した	不可

注1 申請状況が「事前補正依頼中」「正本依頼中」「補正依頼中」の場合は画面に赤文字で表示され、お客様側の操作待ちであることを示します。

注2 申請状況が「事前相談送信中」「事前補正送信中」「補正送信中」の場合は、履歴画面にある「申請取消」ボタンをクリックしていただくと、申請内容の編集が可能になります。

注3 本申請後、当機関の操作には「受信」と「受理」があり、「受理」のほうが手続が進んでいることを示します。



